

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月28日

【事業年度】 第63期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

【会社名】 株式会社ビー・エム・エル

【英訳名】 BML, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 近藤 健介

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目21番3号

【電話番号】 03(3350)0111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員経営企画部長 武部 憲尚

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目21番3号

【電話番号】 03(3350)0111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員経営企画部長 武部 憲尚

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次		第59期	第60期	第61期	第62期	第63期
決算年月		平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月	平成29年 3月	平成30年 3月
売上高	(百万円)	99,047	104,404	109,024	111,243	113,502
経常利益	(百万円)	8,582	7,527	8,830	9,711	9,811
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	4,990	3,874	5,424	5,948	5,988
包括利益	(百万円)	5,473	4,946	4,769	6,917	7,160
純資産額	(百万円)	57,657	61,968	65,206	70,647	76,222
総資産額	(百万円)	88,525	93,595	99,394	104,244	109,446
1株当たり純資産額	(円)	2,598.60	2,787.90	1,462.35	1,581.60	1,703.27
1株当たり当期純利益金額	(円)	234.98	182.45	127.70	140.03	140.83
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	234.27	181.86	127.27	139.55	140.44
自己資本比率	(%)	62.3	63.3	62.5	64.5	66.3
自己資本利益率	(%)	9.4	6.8	8.9	9.2	8.6
株価収益率	(倍)	16.5	18.7	17.1	17.5	19.3
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	10,931	11,495	11,978	11,307	12,079
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,762	4,586	3,234	5,239	3,538
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,622	2,806	2,916	2,856	2,983
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	24,649	29,061	34,910	38,122	43,679
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	3,912 (2,716)	4,288 (2,910)	4,673 (2,733)	4,882 (2,911)	3,902 (4,010)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 平成28年9月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第61期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第59期	第60期	第61期	第62期	第63期
決算年月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月	平成29年 3月	平成30年 3月
売上高 (百万円)	80,388	81,500	85,349	87,452	89,129
経常利益 (百万円)	6,022	5,025	5,796	6,535	6,676
当期純利益 (百万円)	3,659	3,050	4,073	4,614	4,721
資本金 (百万円)	6,045	6,045	6,045	6,045	6,045
発行済株式総数 (株)	22,007,363	22,007,363	22,007,363	44,014,726	44,014,726
純資産額 (百万円)	46,891	48,924	51,626	54,927	58,350
総資産額 (百万円)	74,437	77,385	81,068	84,615	88,110
1株当たり純資産額 (円)	2,202.79	2,297.91	1,212.21	1,289.41	1,368.60
1株当たり配当額 (円)	50.00	60.00	60.00	35.00	35.00
(内、1株当たり 中間配当額) (円)	(20.00)	(25.00)	(30.00)	(17.50)	(17.50)
1株当たり当期純利益金額 (円)	172.29	143.64	95.89	108.61	111.02
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	171.78	143.17	95.57	108.24	110.71
自己資本比率 (%)	62.8	63.1	63.5	64.7	66.1
自己資本利益率 (%)	8.1	6.4	8.1	8.7	8.4
株価収益率 (倍)	22.5	23.7	22.7	22.6	24.5
配当性向 (%)	29.0	41.8	31.3	32.2	31.5
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	2,088 (796)	2,311 (796)	2,354 (800)	2,464 (941)	2,176 (1,451)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第60期の1株当たり配当額60円は、創立60周年記念配当10円を含んでおります。

3. 平成28年9月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第61期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2 【沿革】

年月	事項
昭和30年7月	近藤健次(故人 当社創業者)が、保存血液の製造及び販売を目的として資本金1,500千円をもって東京都渋谷区千駄ヶ谷に株式会社相互ブラッド・バンクを設立。
昭和39年3月	輸血用血液取扱が日本赤十字社血液センターに集中されたことに伴い、臨床検査業務への事業転換に着手。
昭和42年8月	臨床検査センターを設置し、臨床検査の受託を開始。
昭和48年4月	検体の集配を目的として、株式会社ジャパנקリニカルサービス(当社100%出資)を設立。
昭和50年10月	富山県富山市に営業所を設置、全国営業所ネットワークの構築に着手。
昭和51年7月	株式会社相互生物医学研究所に商号を変更、同時に東京都中野区中央に本社を移転。
昭和56年11月	富山県富山市に衛生検査所を設置、全国ラボネットワークの構築に着手。
昭和60年1月	東京都杉並区高円寺南に本社を移転、また埼玉県川越市に当社の中心となるBML総合研究所を設置、検査業務の総合及びトータルラボラトリーシステムを構築。
昭和61年7月	病理・細胞診検査を目的として、株式会社ピーシーエルジャパン(当社100%出資)を設立。
平成元年3月	医療情報システムの構築を目的として、株式会社メリッツ(当時当社100%出資)を設立。
平成元年4月	株式会社ビー・エム・エルに商号を変更。
平成3年6月	株式会社東京公衆衛生研究所の株式を取得(当時当社70%所有、現100%所有)し、子会社とする。
平成5年4月	東京都渋谷区千駄ヶ谷に本社を移転。
平成5年7月	松戸市および松戸市医師会との共同出資(当社97%出資)により、株式会社松戸メディカルラボラトリーを設立。
平成7年1月	臨床検査受託のための地域子会社として、株式会社愛媛メディカルラボラトリー(当時当社97%出資、現100%所有)を設立。
平成8年1月	株式会社生物医学研究所の株式を取得(当社100%所有)し、子会社とする。
平成8年7月	株式会社協同医学研究所の株式を取得(当時当社100%所有、現100%間接保有)し、子会社とする。
平成9年8月	F&S事業部を設置し、食品衛生検査の受託を開始。(注)
平成10年8月	千葉県柏市に「アリア薬局」を設置し、調剤薬局の経営を開始。
平成10年11月	株式会社第一臨床検査センター(現 株式会社第一岸本臨床検査センター)の株式を取得(当時当社60%所有、現100%所有)し、子会社とする。
平成10年12月	新規医薬品の開発業務受託機関(CRO)を目的として、株式会社アレグロ(当時当社100%出資、現100%間接所有)を設立。
平成11年10月	遺伝子組換え食品検査の受託を開始。
平成11年11月	日本証券業協会に株式を店頭登録。
平成12年1月	医療情報システム事業部を設置し、電子カルテの販売を開始。
平成12年4月	環境検査事業部を設置し、大気、水質等の環境検査を開始。
平成12年10月	ゲノム科学事業部を設置し、遺伝子検査の開発と受託を開始。歯周病菌検査の受託を開始。
平成13年4月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場。
平成13年8月	株式会社共同検査システムの株式を取得(当時当社100%所有)し、子会社とする。
平成14年9月	大塚製薬株式会社より臨床検査事業の営業を譲受ける。 株式会社大塚東京アッセイ研究所(平成15年4月 株式会社BML東京アッセイ研究所に社名変更。平成16年4月 当社に吸収合併)の株式を取得(当時当社100%所有)し、子会社とする。
平成15年2月	株式会社環境科学コーポレーション(現 株式会社BMLフード・サイエンス)の株式を取得(当時当社100%所有、現100%間接所有)し、子会社とする。
平成16年8月	株式会社ラボテック(千葉県市原市)の株式を取得(当時当社40%所有)。
平成16年10月	株式会社BMLフード・サイエンスを会社分割し、株式会社環境科学コーポレーションを設立。

年月	事項
平成17年4月	株式会社第一臨床検査センター（現 株式会社第一岸本臨床検査センター）が、株式会社共同検査システムを合併。
平成17年4月	株式会社ラボテック（千葉県市原市）の株式を追加取得（当時当社100%所有）し、子会社とする。
平成17年6月	株式会社第一臨床医学検査センターの株式を取得（当社100%所有）し、子会社とする。
平成17年7月	株式会社日研医学の株式を取得（当社100%所有）し、子会社とする。
平成17年12月	株式会社BMLフード・サイエンスが、株式会社環境科学コーポレーションの全株式を第三者に売却。
平成18年1月	株式会社ラボテック（長崎県佐世保市）の株式を取得（当時当社10%所有、現100%間接保有）。
平成18年4月	株式会社近畿予防医学研究所との共同出資（当社51%出資）により、株式会社近畿予研BML（現 株式会社オー・ピー・エル）を設立。
平成18年9月	株式会社小田島盛岡臨床検査センター（現 株式会社盛岡臨床検査センター）の株式を取得（当社66.3%所有）し、子会社とする。
平成19年2月	三菱商事株式会社との合弁により、株式会社BMLフード・サイエンスと株式会社アレグロの株式移転を行い、株式会社BMLライフサイエンス・ホールディングスを設立（当社65%所有）。
平成19年3月	クオール株式会社に調剤薬局事業を譲渡。
平成19年4月	株式会社東京公衆衛生研究所が株式会社生物医科学研究所を吸収合併。
平成19年8月	微研株式会社の株式を取得（当時当社100%所有、現100%間接保有）し、子会社とする。
平成20年2月	株式会社ラボテック（長崎県佐世保市）の株式を追加取得（当時当社51%所有、現100%間接保有）し、子会社とする。
平成20年9月	株式会社BMLライフサイエンス・ホールディングスが株式会社キュー・アンド・シーの株式を取得（100%所有）し、子会社とする。
平成22年3月	株式会社BMLライフサイエンス・ホールディングスが株式会社キュー・アンド・シーの株式を一部売却（85%売却）。
平成22年4月	株式会社メリッツを吸収合併。
平成23年1月	株式会社大宮臨床検査センター（現 株式会社第一岸本臨床検査センター、当社100%出資）を設立。
平成23年4月	株式会社大宮臨床検査センターが新川管財株式会社の臨床検査事業等を吸収分割により承継し、株式会社岸本医科学研究所に社名変更。新川管財株式会社の100%子会社である株式会社共栄医研とともに連結子会社となる。 株式会社フォレストホールディングスとの合弁により、当社100%子会社である株式会社協同医学研究所及び微研株式会社、並びに株式会社フォレストホールディングスの100%子会社である株式会社リンテックの共同株式移転を行い、中間持株会社となる株式会社九州オープンラボトリーズ（当社66%出資）を設立。当社子会社である株式会社ラボテック（長崎県佐世保市）の全株式を、株式会社九州オープンラボトリーズに売却。 診療所向け新電子カルテ「QUALIS」を販売開始。
平成24年2月	株式会社QOLセントラルラボトリーズ（株式会社九州オープンラボトリーズ100%出資）を設立。
平成24年3月	当社100%子会社である株式会社第一臨床検査センター、株式会社岸本医科学研究所、及び株式会社共栄医研の3社が合併。存続会社である株式会社岸本医科学研究所のうち本州地域の臨床検査事業等を、吸収分割により当社が承継（株式会社共栄医研の臨床検査事業等を含む）。株式会社岸本医科学研究所が、株式会社第一岸本臨床検査センターに社名変更。
平成24年4月	株式会社QOLセントラルラボトリーズが、株式会社協同医学研究所及び株式会社リンテックの検査部門を吸収分割により承継し、連結子会社となる。

年月	事項
平成24年7月	株式会社ラボテック（千葉県市原市）を吸収合併。
平成25年12月	中国上海駐在員事務所開設。
平成26年4月	株式会社岡山医学検査センターの株式を取得（当社100%所有）し、子会社とする。
平成26年5月	上海千麦博米楽医学検査所有限公司（中国）に出資（当時当社40%出資、現25%出資）。
平成27年3月	株式会社BMLメディカルワークスが株式会社メリッツサポートシステムズを吸収合併。

(注) F&S事業部のF&Sとは、Food and Sanitation の略で、主として食品衛生検査を行っております。

### 3 【事業の内容】

当社グループは、連結子会社として(株)協同医学研究所、(株)ピーシーエルジャパン、(株)東京公衆衛生研究所、(株)ジャパンクリニカルサービス、(株)愛媛メディカルラボラトリー、(株)アレグロ、(株)BMLフード・サイエンス、(株)松戸メディカルラボラトリー、(株)第一臨床医学検査センター、(株)日研医学、(株)オー・ピー・エル、(株)盛岡臨床検査センター、(株)BMLライフサイエンス・ホールディングス、微研(株)、(株)ラボテック、(株)第一岸本臨床検査センター、(株)九州オープンラボラトリーズ、(株)リンテック、(株)QOLセントラルラボラトリーズ、(株)BMLメディカルワークス及び(株)岡山医学検査センターの21社、持分法非適用非連結子会社として(株)地域医療サービス、(株)札幌病理検査センター、(株)札幌イムノダイアグノスティックラボラトリー、(有)セブンシステム、(有)アクティ、D P R(株)、(有)T M S 及び(株)オーエムエル、持分法非適用関連会社である(株)北里大塚バイオメディカルアッセイ研究所、(株)中央微生物検査所及び上海千麦博米楽医学検査所有限公司(中国)で構成されております。

(株)協同医学研究所他21社は、主に、各地域の病院および診療所から一般検査および特殊検査を受託するとともに、当社に対して特殊検査を再委託しております。また、当社は、これらの会社に当社の受託した一般検査の内、緊急検査につき再委託しております。(株)地域医療サービスは(株)盛岡臨床検査センターから検体の集配を受託しております。

(株)ジャパンクリニカルサービスは、主に当社の臨床検査検体の受付、検査情報の報告処理業務および運送業務を行っております。

(株)ピーシーエルジャパンは、病理・細胞診検査を主に当社から受託しております。また、D P R(株)は、病理・細胞診検査を主に(株)盛岡臨床検査センターより受託しております。

(株)BMLフード・サイエンスは外食産業および大型小売店等から食品・衛生検査およびコンサルティング業務を受託しております。また、当社は受託した食品検査等の再委託をしております。

(株)アレグロは、製薬会社等より治験実施医療機関支援業務を受託しております。(株)BMLライフサイエンス・ホールディングスは(株)BMLフード・サイエンスと(株)アレグロの経営指導を行っております。

(株)BMLメディカルワークスは、検査用容器の製造等を行っております。

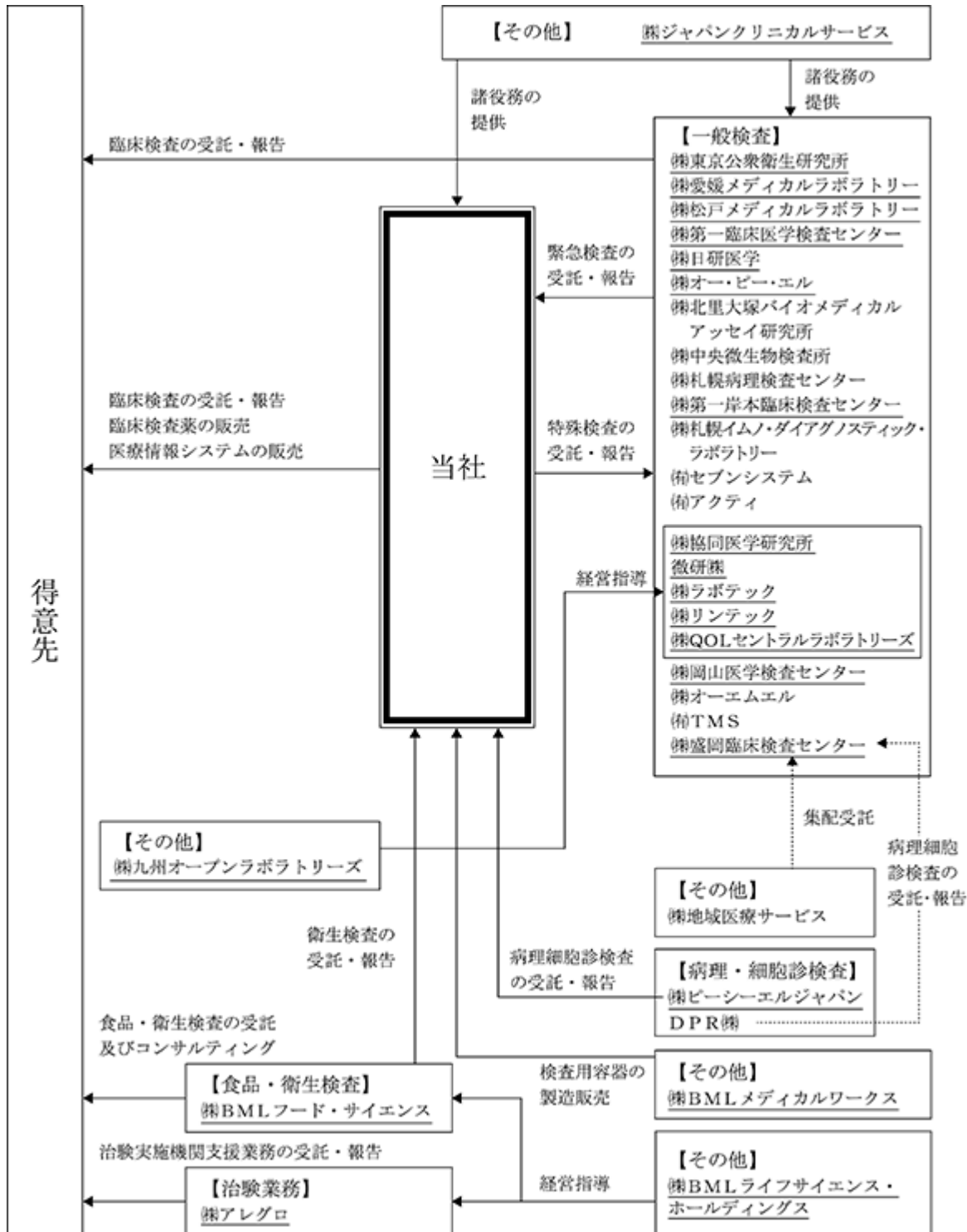
(株)九州オープンラボラトリーズは、(株)リンテック、(株)協同医学研究所、微研(株)、(株)ラボテック及び(株)QOLセントラルラボラトリーズの経営指導を行っております。

上海千麦博米楽医学検査所有限公司は、中国において臨床検査の受託を行っております。

このように、当社グループは、臨床検査ならびにこれに関連する事業を営んでおります。

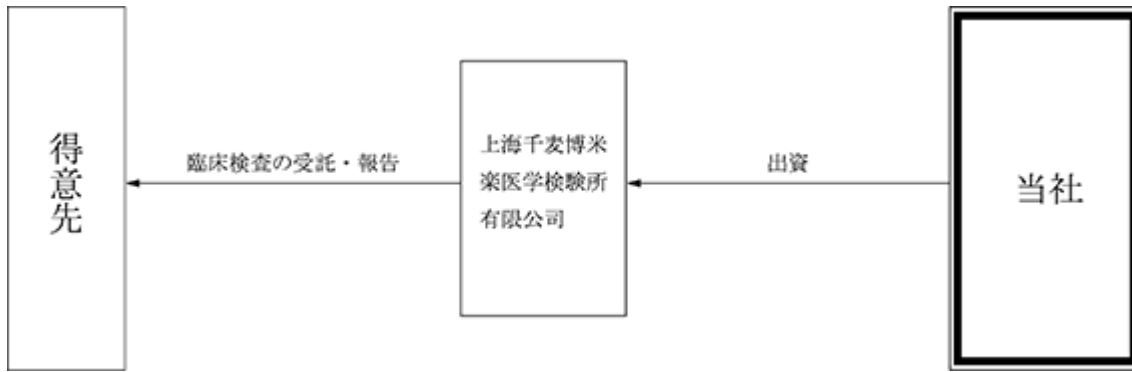
当社グループにおける各社の位置づけは、以下の図のとおりであります。

<国内事業所>





< 海外事業所 >



- (注) 1. 上記において下線を付した会社は、連結子会社であります。  
2. (株)S K Lは、当連結会計年度において清算終了しております。

## 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有 (又は 被所有) 割合 (%)	関係内容				
					役員 の兼 任等	資金 援助 (百万 円)	営業上の 取引	設備の 賃貸借	その他
(連結子会社) ㈱第一岸本臨床検査センター	北海道 札幌市 東区	100	臨床検査の 受託業務	直接 100.0	有		臨床検査の委 託及び受託	検査機器賃貸 不動産賃貸借	
㈱オー・ピー・エル	大阪府 茨木市	98	臨床検査の 受託業務	直接 51.0	有		臨床検査の委 託及び受託	不動産賃貸	
㈱岡山医学検査セ ンター	岡山県 倉敷市	49	臨床検査の 受託業務・ 調剤薬局事 業	直接 100.0	有		臨床検査の委 託及び受託		
㈱松戸メディカル ラボラトリー	千葉県 松戸市	30	臨床検査の 受託業務	直接 97.0	有		臨床検査の委 託及び受託	検査機器賃貸 不動産賃貸	
㈱日研医学	福井県 福井市	25	臨床検査の 受託業務	直接 100.0	有		臨床検査の委 託及び受託	検査機器賃貸 不動産賃貸	
㈱ピーシーエル ジャパン	東京都 杉並区	20	病理・細胞 診検査	直接 100.0	有		病理・細胞診 検査の委託	不動産賃貸借	
㈱東京公衆衛生 研究所	東京都 文京区	20	臨床検査の 受託業務	直接 100.0	有		臨床検査の委 託及び受託	検査機器賃貸 不動産賃貸借	
㈱愛媛メディカル ラボラトリー	愛媛県 松山市	20	臨床検査の 受託業務	直接 100.0	有		臨床検査の委 託及び受託	不動産賃貸	
㈱ジャパクリニ カルサービス	東京都 杉並区	20	臨床検査検 体の受付・ 検査情報処 理等	直接 100.0	有		臨床検査検 体の受付及び 検査情報処理 等	不動産賃貸借	
㈱第一臨床医学検 査センター	埼玉県 さいたま 市見沼区	10	臨床検査の 受託業務	直接 100.0	有		臨床検査の委 託及び受託	検査機器賃貸 不動産賃貸借	
㈱盛岡臨床検査セ ンター	岩手県 盛岡市	10	臨床検査の 受託業務	直接 66.3	有		臨床検査の委 託及び受託	不動産賃貸借	
㈱BMLメディカ ルワークス	埼玉県 川越市	10	検査用容器 の製造等	直接 100.0	有		検査用容器の 製造等	不動産賃貸	
㈱BMLライフサイ エンス・ホール ディングス	東京都 渋谷区	100	食品検査・ バイオリイ フサイエ ンスに 関する 事業	直接 65.0	有				
㈱九州オープンラ ボラトリーズ	福岡県 福岡市 博多区	50	臨床検査に 関する事業	直接 66.0	有				

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有 (又は 被所有) 割合 (%)	関係内容				
					役員 の兼 任等	資金 援助 (百万 円)	営業上 の取 引	設備 の 賃貸借	その他
(連結子会社) 株アレグロ	東京都 渋谷区	30	治験実施機 関支援業務	間接 100.0 (100.0) (注)3	有			不動産賃貸	
株BMLフード・ サイエンス	東京都 新宿区	100	食品衛生検 査事業	間接 100.0 (100.0) (注)3	有		食品検査の委 託	不動産賃貸借	
株リンテック	福岡県 福岡市 博多区	224	臨床検査の 受託業務	間接 100.0 (100.0) (注)4	有		臨床検査の委 託及び受託	検査機器賃貸 不動産賃貸借	
微研株	鹿児島 県鹿児 島市	90	臨床検査の 受託業務	間接 100.0 (100.0) (注)4	有		臨床検査の委 託及び受託	検査機器賃貸 不動産賃貸借	
株協同医学研究所	福岡県 福岡市 東区	60	臨床検査の 受託業務	間接 100.0 (100.0) (注)4	有		臨床検査の委 託及び受託	検査機器賃貸 不動産賃貸借	
株QOLセントラル ラボラトリーズ	福岡県 福岡市 東区	10	臨床検査の 受託業務	間接 100.0 (100.0) (注)4	有		臨床検査の委 託及び受託	不動産賃貸	
株ラボテック	長崎県 佐世保 市	10	臨床検査の 受託業務	間接 100.0 (51.0) (注)5	有		臨床検査の委 託及び受託	検査機器賃貸 不動産賃貸	

- (注) 1 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。  
2 議決権の所有(又は被所有)割合欄の( )内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。  
3 当社の子会社である株BMLライフサイエンス・ホールディングスが100%所有しております。  
4 当社の子会社である株九州オープンラボラトリーズが100%所有しております。  
5 当社の子会社である株九州オープンラボラトリーズが51%、当社が49%所有しております。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

当社グループは、臨床検査並びにこれに関連する事業を営んでおりますので、事業部門別の従業員数を示すと、次のとおりであります。

平成30年3月31日現在

事業部門の名称	従業員数(名)
検査部門	2,196 ( 1,223)
営業部門	1,194 ( 2,353)
事務部門	512 ( 434)
合計	3,902 ( 4,010)

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。  
2 従業員数欄の( )は、外書で臨時従業員の年間平均雇用人員であります。  
3 前連結会計年度に比べて従業員数が980名減少し、臨時雇用者数が1,099名増加しております。これは主に、当連結会計年度より従業員の範囲を見直し、従来従業員数に含まれていた契約社員・嘱託社員等を、臨時雇用者に含めて集計したことなどによるものです。

### (2) 提出会社の状況

平成30年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
2,176 (1,451)	42.8	11.6	5,266,216

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。  
2 従業員数欄の( )は、外書で臨時従業員の年間平均雇用人員であります。  
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
4 前連結会計年度に比べて従業員数が288名減少し、臨時雇用者数が510名増加しております。これは主に、当事業年度より従業員の範囲を見直し、従来従業員数に含まれていた契約社員・嘱託社員等を、臨時雇用者に含めて集計したことなどによるものです。

なお、提出会社における事業部門別の従業員数を示すと、次のとおりであります。

平成30年3月31日現在

事業部門の名称	従業員数(名)
検査部門	1,184 ( 593)
営業部門	658 ( 781)
事務部門	334 ( 77)
合計	2,176 ( 1,451)

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。  
2 従業員数欄の( )は、外書で臨時従業員の年間平均雇用人員であります。  
3 当事業年度より従業員の範囲を見直し、従来就業人員に含まれていた契約社員・嘱託社員等を、臨時雇用者に含めて集計しております。

### (3) 労働組合の状況

提出会社は、昭和47年10月1日に労働組合を結成し、相互BML労働組合と称しております。なお、労使関係は安定し、円満に推移しております。

連結子会社のなかには労働組合を結成している会社はありませんが、労使関係は安定し、円満に推移しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

#### (1) 経営の基本方針

当社は設立以来、迅速で精度の高い検査を提供してまいりました。またその検査領域は、一般検査から特殊検査まで4,000項目に及んでおります。これは、「豊かな健康文化を創造する」との基本方針のもと、市場ニーズのキャッチ、先端技術の導入そして精度管理を積極的に推進してきた結果であります。

当社グループは今後も、臨床検査事業をメインに、この分野における「品質と生産性向上への弛まぬ挑戦」を続けることにより、持続的成長と更なる企業価値の向上に努めてまいります。

特に昨今、医療制度改革が急速に進展する中で、「医療の効率化」や「質の向上」が強く求められており、当社を取り巻く経営環境も大きく変化しております。こうした環境の変化に柔軟かつスピード感のある対応を図るとともに、潮流を的確に捉えたシステム、サービスの提供により、医療のIT化に貢献する企業をめざしてまいります。

また、ISO9001および臨床検査室に特化したマネジメントシステムである「ISO15189」を取得し品質の向上を図ることで顧客満足度を高めてまいります。更に企業の社会的責任の観点から、ISO14001の取得をグループ全体に拡大することにより環境保全にも積極的に取り組んでまいりたいと考えます。

#### (2) 目標とする経営指標

連結売上高経常利益率	10%
連結株主資本利益率	8%
キャッシュフローの重視	

#### (3) 中長期的な会社の経営戦略

2018年度は、第7次中期経営計画(2018年度～2020年度)の新年度にあたります。第7次中期経営計画においては、グループビジョンである『医療界に信頼され選ばれる企業をめざす』の成長期と位置づけており、第6次中期経営計画での施策を更に進化させつつ、新たな課題にも取り組んでまいります。コンセプトは「地域完結型ラボ」を最大限に活かした、各市場に合わせた営業/検査体制の充実、検査のサービスラインとして検査項目の充実、新たな検査技術への対応、トップ企業として検査品質管理(精度管理/工程管理)のさらなる向上、企業のプレゼンス向上も含め、医療界への貢献活動を活発化させることとし、更なる品質・サービスの向上を目差してまいります。また、これらを支える経営管理の強化にも取り組んでまいります。

#### (4) 会社の対処すべき課題

##### 企業体質の強化

受託臨床検査業界は、政府による医療制度改革や診療報酬改定など医療政策の影響や、市場が成熟している中で企業数が多いことから価格競争に陥りやすく、また業者間競争が一段と激しさを増していることから、今後も受託価格は弱含みで推移することが予測されます。

従って、こうした環境にも耐えうる強固な企業体質、収益基盤の確立が急務となります。検査受託体制については、メインラボであるBML総合研究所において、次世代シーケンサーや質量分析装置を用いた新たな検査方法の開発、ならびに自動化への挑戦として特に細菌学検査分野での検討を進めてまいります。また、地域ラボにおいてはユーザーサービス向上のため、検査項目の拡大を行い、結果報告の迅速化を推進してまいります。さらに、IT活用によるユーザー向けシステムの機能向上や刷新にも取り組んでまいります。これらによりさらなる品質・生産性の向上とユーザーサービスの充実を図り、臨床検査事業の競争力の強化をめざしてまいります。

##### 関連事業の育成

関連事業として、食品衛生事業、医療情報システム事業の積極的な事業展開により成長を加速させてまいります。

食品衛生事業について、消費者の「食の安全」への意識も年々高まっております。2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、食に対する国際的な信用維持に向けた衛生管理の重要性がますます高くなるものと思われれます。景気変動に左右されやすい側面はあるものの、今後もマーケットの拡大が見込まれます。こうした中、食品衛生コンサルティング、ノロウイルスおよび腸内細菌検査や食品成分分析の受注は順調に検査数を伸ばしており、さらなる検査の自動化・効率化を推進する等、体制強化を図ってまいります。

医療情報システム事業については、レセプトのオンライン請求対応など医療分野のIT化は確実に進展することの見通しであること、また電子カルテは臨床検査とのシナジーも高いことから、今後も臨床検査との一体営業により事業基盤の拡大をめざします。電子カルテ「クオリス(Qualis)」と「メディカルステーション(MS)」の機能の充実を図るとともに、幅広いユーザーニーズを捉えたサポート体制の強化を図ってまいります。

##### 企業価値向上への取り組み

企業価値向上への取り組みとして、キャリアプランの明確化、人事ローテーション・人材交流の活性化による人材育成、組織の活性化など働きがいのある人事制度の構築・運用に取り組めます。また、平成30年2月に経済産業省より優良な健康経営を実践している法人として、「健康経営優良法人(ホワイト500)」の認定を受けることができました。今後も従業員およびその家族の健康保持・増進を推進し、健康で働きやすい職場環境の構築を進めてまいります。さらにダイバーシティの推進として、女性のキャリア形成を目的とした各種施策の実施を一層推し進めてまいります。

## 2 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、株価及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループ（当社および連結会社）が判断したものであります。

### (1) 当業界に対する法的規制等に関するリスク

当社グループのメインビジネスである臨床検査事業は、「臨床検査技師等に関する法律」により、衛生検査所の開設および、その設備ならびに管理組織等において規制の対象となっております。今後この法律の変更や規制強化等が実施された場合には、その遵守のため当社グループの活動の制限やコスト増加につながる可能性があります。

### (2) 保険点数の改定による価格下落リスク

当社グループのメインビジネスである臨床検査事業は、大部分の検査項目について検査項目毎に診療報酬の基礎となる保険点数が定められております。この保険点数は、「健康保険法」の規定により厚生労働省が2年毎に改定することが慣例となっております。国民医療費の抑制策として、こうした診療報酬体系の変更や医療機関に対する料率引下げが実施された場合、当社グループの受託価格への影響から、業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 品質管理に伴うリスク

当社グループのメインビジネスである臨床検査事業は、精度管理が極めて重要であるため、米国CAP（米国臨床病理医薬会）の認定施設としてサーベイプログラムを運用している他、ISO15189の認証を取得して厳格な精度管理体制を敷いています。しかしながら、不測の事態により検査精度が損なわれる等の可能性があります。こうした状況で賠償請求を受ける事態が生じた場合、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 事業戦略上のリスク

当社グループは、医療IT化のインフラである電子カルテの開発・販売等その事業確立のための投資を行っていますが、電子カルテの普及が遅れ、当社の戦略が功を奏さずその投資が期待されるリターンをもたらさなかった場合、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

### (5) 情報漏洩リスク

当社グループは、大量の患者個人情報及びその検査データを保有しておりますが、そのセキュリティを確保し、安心して信頼性の高い情報を利用いただくことが医療情報サービス企業としての責務と考え、情報システムセキュリティの制度であるISO27001及び個人情報の適切な取扱いを整備するプライバシーマーク（JIS Q 15001：2006準拠）の認証を取得しております。しかしながら、昨今の企業情報漏洩に関する犯罪の増加と悪質化のため、こうした個人情報が流出するなどの不測の事態が生じた場合は、企業の信用失墜及び患者個人のプライバシーが侵害され、社会的制裁を受けることによる業績の悪化と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

##### 財政状態及び経営成績の状況

わが国では、急速な高齢化の進展や医療の高度化を背景に国民医療費が過去最高を更新し、今後も増加が見込まれていることから、各種の医療制度改革が実施され、医療費抑制に向けた様々な取り組みが行われております。

受託臨床検査業界におきましては、今年度は2年毎に実施されている診療報酬改定の年度にあらず、検体検査に係る保険点数（公定価格）の引下げはなかったものの、業者間競争が一段と激しさを増していることから、事業環境は引き続き厳しい状況にあります。

当社としましては、平成29年度は第6次中期経営計画（平成27年度～平成29年度）の最終年度にあたり、グループビジョンとしております『医療界に信頼され選ばれる企業をめざす』を達成すべく、引き続き品質・サービスの向上に取り組んでまいりました。

こうした中で、当連結会計年度の業績は、売上高113,502百万円（前期比2.0%増）、営業利益9,337百万円（前期比0.1%増）、経常利益9,811百万円（前期比1.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益5,988百万円（前期比0.7%増）となりました。売上高につきましては、激しい業者間競争が続いている経営環境の中、適正価格を維持しつつ前期比で増収を達成することができました。利益面につきましては、品質・サービスの向上のため、人的投資、設備投資を積極的に実施したことや、雇用の安定などを目的として、非正規従業員に対する処遇改善を実施したこと、並びに検体の運送にかかる費用等が増加しましたが、その他経費や業務の見直しを実施したことで、増益となりました。

以下に事業別の概況をご報告いたします。

臨床検査事業につきましては、引き続き現場と本部の連携を強化し、病院・クリニック市場の開拓を図るとともに、大型施設への提案営業、既存ユーザーへの重点検査項目拡販などの深耕営業、地域完結型ラボ・首都圏ラボ・血清分離ラボを活用した営業戦略を展開し、業績の拡大を図りました。この結果、臨床検査事業の売上高は、前期比1.7%の増収となりました。

食品検査事業につきましては、(株)BMLフード・サイエンスでノロウイルス検査、商品品質コンサルティングが堅調であったことから順調に推移いたしました。これらにより、売上高は前期比2.5%の増収となりました。

以上の結果、検査事業の売上高は107,765百万円と前期比1.7%の増収となりました。

医療情報システム事業につきましては、診療所版電子カルテ「クオリス（Qualis）」と「メディカルステーション（MS）」のラインアップにより、引き続き新規契約の獲得と既存ユーザーへのリプレイスを推進しました。また、新規契約の獲得につきましては、大手販社との関係強化を実施しており、新規の販売数は過去最高を達成することができました。これらにより、売上高は前期比5.6%の増収となりました。

その他事業につきましては、(株)岡山医学検査センターの調剤薬局事業の売上が、当期4月に開設しました新店舗の売上貢献で増加し、その他事業全体の売上高は前期比14.3%の増収となりました。

当期末の連結財政状態は、総資産109,446百万円（前期末比5,201百万円増）、純資産76,222百万円（前期末比5,575百万円増）、自己資本比率66.3%（前期末比1.8%増）となっています。

主な増減項目は、資産の部では、流動資産で現金及び預金が5,045百万円増加しています。また、純資産の部では利益剰余金が4,501百万円増加しています。

##### キャッシュ・フローの状況

当期末における現金及び現金同等物の残高は、前期末に比べ5,556百万円増加し、43,679百万円となりました。各活動区分別のキャッシュ・フローの状況及び主な増減要因は、以下のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、12,079百万円の資金収入（前期比771百万円収入増）となりました。これは主に、法人税等の支払額が459百万円の支出減となったことなどによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、3,538百万円の資金支出（前期比1,701百万円支出減）となりました。これは主に、定期預金の預入による支出が1,117百万円減少したことなどによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、2,983百万円の資金支出（前期比127百万円支出増）となりました。これは主に、配当金の支払額が106百万円増加したことなどによるものです。



生産、受注及び販売の状況

a. 生産実績

当連結会計年度における生産実績を検査区分別に示すと、次のとおりであります。

検査区分		当連結会計年度	
		生産実績(百万円)	前年同期比増減(%)
検査事業	臨床検査事業		
	生化学的検査	45,598	1.4
	血液学的検査	9,571	1.0
	免疫学的検査	22,694	1.0
	微生物学的検査	6,554	2.6
	病理学的検査	7,729	2.8
	その他検査	11,291	5.8
	(臨床検査事業計)	103,440	1.9
	その他検査事業	4,533	3.6
	検査事業小計	107,974	2.0
	医療情報システム事業	4,123	6.6
	その他事業	1,640	13.5
	合計	113,738	2.3

(注) 金額は販売価額にて算出しており、消費税等は含まれておりません。

b. 受注状況

検査の受託から報告までの所要日数が極めて短いため、常に受注残高は僅少であり、期中の受注高と販売実績とがほぼ対応するため記載を省略しております。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績を検査区分別に示すと、次のとおりであります。

検査区分		当連結会計年度	
		販売実績(百万円)	前年同期比増減(%)
検査事業	臨床検査事業		
	生化学的検査	45,543	1.3
	血液学的検査	9,559	0.9
	免疫学的検査	22,667	0.9
	微生物学的検査	6,546	2.5
	病理学的検査	7,721	2.7
	その他検査	11,224	4.9
	(臨床検査事業計)	103,263	1.7
	その他検査事業	4,502	2.5
	検査事業小計	107,765	1.7
	医療情報システム事業	4,101	5.6
	その他事業	1,635	14.3
	合計	113,502	2.0

(注) 1. 金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 総販売実績に対する売上の割合が10%以上の相手先はありません。

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

### 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。重要な会計方針等については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」において記載しております。

### 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績等は以下のとおりであります。

#### a. 売上高

売上高は前連結会計年度に比べ、2,258百万円増加(2.0%増収)の113,502百万円となりました。

以下に事業別の概況をご報告いたします。

臨床検査事業につきましては、引き続き現場と本部の連携を強化し、病院・クリニック市場の開拓を図るとともに、大型施設への提案営業、既存ユーザーへの重点検査項目拡販などの深耕営業、地域完結型ラボ・首都圏ラボ・血清分離ラボを活用した営業戦略を展開し、業績の拡大を図りました。この結果、臨床検査事業の売上高は、前期比1.7%の増収となりました。

食品検査事業につきましては、㈱BMLフード・サイエンスでノロウイルス検査、商品品質コンサルティングが堅調であったことから順調に推移いたしました。これらにより、売上高は前期比2.5%の増収となりました。

以上の結果、検査事業の売上高は107,765百万円と前期比1.7%の増収となりました。

医療情報システム事業につきましては、診療所版電子カルテ「クオリス(Qualis)」と「メディカルステーション(MS)」のラインアップにより、引き続き新規契約の獲得と既存ユーザーへのリプレイスを推進しました。また、新規契約の獲得につきましては、大手販社との関係強化を実施しており、新規の販売数は過去最高を達成することができました。これらにより、売上高は前期比5.6%の増収となりました。

その他事業につきましては、㈱岡山医学検査センターの調剤薬局事業の売上が、当期4月に開設しました新店舗の売上貢献で増加し、その他事業全体の売上高は前期比14.3%の増収となりました。

#### b. 売上原価、販売費及び一般管理費

売上原価は前連結会計年度に比べ、1,594百万円増加の73,038百万円となりました。売上原価率は前連結会計年度と比べ0.2%増加の64.4%となりました。

販売費及び一般管理費は前連結会計年度に比べ655百万円増加の31,126百万円となりました。販売費及び一般管理費率は前連結会計年度と変わらず27.4%となりました。

また、当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、以下のとおりであります。

#### c. 流動資産

当連結会計年度末における流動資産の残高は72,091百万円(前連結会計年度末66,439百万円)となり、5,651百万円増加しました。主たる原因として現金及び預金が5,045百万円増加したことなどによるものです。

#### d. 固定資産

当連結会計年度末における固定資産の残高は37,355百万円(前連結会計年度末37,805百万円)となり、449百万円減少しました。

#### e. 負債

当連結会計年度末における負債の残高は33,224百万円(前連結会計年度末33,597百万円)となり、373百万円減少しました。

#### f. 純資産

当連結会計年度末における純資産の残高は76,222百万円(前連結会計年度末70,647百万円)となり、5,575百万円増加しました。主たる原因として利益剰余金が4,501百万円増加したことなどによるものです。

g . キャッシュ・フロー

当期末における現金及び現金同等物の残高は、前期末に比べ5,556百万円増加し、43,679百万円となりました。各活動区分別のキャッシュ・フローの状況及び主な増減要因は、以下のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、12,079百万円の資金収入（前期比771百万円収入増）となりました。これは主に、法人税等の支払額が459百万円の支出減となったことなどによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、3,538百万円の資金支出（前期比1,701百万円支出減）となりました。これは主に、定期預金の預入による支出が1,117百万円減少したことなどによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、2,983百万円の資金支出（前期比127百万円支出増）となりました。これは主に、配当金の支払額が106百万円増加したことなどによるものです。

h . 資金需要

当社グループの運転資金需要のうち主たるものは、当社グループが検査を行うために使用する試薬及び容器の購入のほか、製造活動及び一般管理活動に伴う人件費ならびに経費等の営業費用によるものであります。

i . 財務政策

当社グループは、現在運転資金については営業キャッシュ・フローで賄うことを目標としております。借入れによる資金調達に関しましては、運転資金について期限一年以内の短期借入金で調達することが一般的であります。生産設備などで資金に不足が生じた場合には原則として長期借入金で賄うこととしております。

当社グループは、その健全な財政状態、営業活動によりキャッシュ・フローを生み出すことにより、借入金に関しては設備投資資金充当後の余剰資金を順次返済に充てて借入金残高を減少させることにしております。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

重要性が乏しいと考えられることから、記載を省略いたします。

#### 5 【研究開発活動】

当社グループにおきましては、検査事業において、臨床検査の検査技術に係る研究開発活動を提出会社及び一部の連結子会社において集中的に行っております。

その活動内容は次のとおりであります。

前期受託を始めたEGFR遺伝子変異解析version2.0は、薬剤耐性遺伝子変異であるT790Mを有する肺癌にも有効な第三世代の分子標的治療薬オシメルチニブの投与対象者を選定することを目的としています。平成29年7月より、血漿から抽出した血中遊離DNA（cfDNA）検体にも適用を拡大し、新たなコンパニオン検査として受託を開始しました。また、クリゾチニブの投与対象肺癌患者を選定するROS1融合遺伝子mRNA検査も同年9月より開始しました。

難病の遺伝学的検査としては、同年7月より脆弱X症候群ならびに脆弱X症候群関連疾患（FXTAS・FXPOI）の遺伝子解析、同年9月より脊髄性筋萎縮症（SMA）の遺伝子解析の受託を開始しました。

感染症の核酸検査では、6種類のヘルペスウイルスをセットで同時定量するヘルペスウイルス群核酸検出検査の受託を同年8月より開始しました。

血液疾患の分野では、同年9月より、新規キメラ遺伝子mRNA定量検査として、DAZAP1/MEF2D定量、AML1/EVI1定量、MLL/ELL定量の3項目の受託、同年10月より、JAK2、MPL、CALRの3種類の遺伝子をセットで測定するMPN（骨髄増殖性腫瘍）遺伝子変異解析の受託を開始しました。

肝疾患の分野では、HCV排除後の肝発がんTLL1の遺伝子多型が遺伝的要因として関わっていることが報告されました。新たな研究検査として、同年12月よりTLL1遺伝子多型解析の受託を開始しました。

脂質異常症の分野では、FH（家族性高コレステロール血症）の診断ならびにその家族の中のFH未発症者を見つけ、早期治療や冠動脈疾患の予防に繋げることを目的として、LDLR、APOB、PCSK9およびLDLRAP1遺伝子の次世代シーケンス（NGS）法による変異解析の受託準備を進めてまいりました。なお本件は、平成30年4月より受託を開始しております。

当連結会計年度の研究開発費の総額は326百万円であります。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資につきましては、4,716百万円を実施しました。

このうち主なものは自動分析装置等の検査機器やソフトウェアであります。

なお、当連結会計年度中に生産能力に重要な影響を及ぼす設備の売却、撤去等はありません。

#### 2 【主要な設備の状況】

当社グループ(当社及び連結子会社)における主要な設備は、次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

平成30年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	設備の種類別の帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
		建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産	合計	
BML総合研究所 埼玉営業所 (埼玉県川越市)	検査設備 管理設備 営業設備	2,978	136	1,661	2,847 (31,735)	50	7,675	857 [491]
北海道地区	検査設備 営業設備	125	0	27	388 (10,849)	98	639	108 [17]
東北地区	検査設備 営業設備	25	0	44		165	235	90 [146]
関東地区	検査設備 営業設備	1,077	10	326	1,149 (5,658)	682	3,246	507 [207]
中部地区	検査設備 営業設備	182	1	43	113 (3,491)	224	566	67 [139]
東海地区	検査設備 営業設備	143	3	238	169 (496)	107	662	90 [119]
近畿地区	検査設備 営業設備	123	0	56	428 (1,014)	137	745	138 [102]
中国地区	検査設備 営業設備	10	0	28		110	149	46 [78]
四国地区	検査設備 営業設備	21	1	11		42	77	35 [28]
九州地区	検査設備 営業設備	180	0	45	571 (5,079)	177	974	124 [113]
本社他	管理設備 営業設備	1,067	25	56	4,240 (13,322)		5,390	114 [11]
計		5,936	179	2,540	9,908 (71,648)	1,797	20,362	2,176 [1,451]

(2) 国内子会社

平成30年3月31日現在

会社名 (所在地)	設備の内容	設備の種類別の帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)	
		建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産		合計
(株)協同医学研究所 (福岡県福岡市東区)	検査設備 管理設備 営業設備	109	0	4	241 (4,917)	86	442	53 [215]
(株)アレグロ (東京都渋谷区)	管理設備 営業設備	1		0			1	15 [-]
(株)ピーシーエル ジャパン (東京都杉並区)	検査設備 管理設備 営業設備	173	1	610	70 (148)		857	200 [100]
(株)東京公衆衛生 研究所 (東京都文京区)	検査設備 管理設備 営業設備	34		11	425 (486)	107	579	41 [10]
(株)愛媛メディカル ラボラトリー (愛媛県松山市)	検査設備 管理設備 営業設備	15	0	22			37	28 [46]
(株)ジャパנקリニ カルサービス (東京都杉並区)	管理設備 営業設備	43		2	199 (920)		244	128 [1,091]
(株)BMLフード・ サイエンス (東京都新宿区)	検査設備 管理設備 営業設備	441		120	202 (3,328)		764	184 [118]
(株)松戸メディカル ラボラトリー (千葉県松戸市)	検査設備 管理設備 営業設備	0		3		33	37	10 [7]
(株)第一臨床医学 検査センター (埼玉県さいたま 市見沼区)	検査設備 管理設備 営業設備	24		7	34 (778)	258	324	31 [28]
(株)日研医学 (福井県福井市)	検査設備 管理設備 営業設備	14	0	23	75 (1,095)	13	127	32 [23]
(株)オー・ピー・エ ル (大阪府茨木市)	検査設備 管理設備	27		0		69	97	68 [43]
(株)盛岡臨床検査 センター (岩手県盛岡市)	検査設備 管理設備 営業設備	121	0	119	185 (10,311)	2	428	78 [67]
微研(株) (鹿児島県鹿児島 市)	検査設備 管理設備 営業設備	2	2	32			36	42 [57]
(株)ラボテック (長崎県佐世保市)	検査設備 管理設備 営業設備	1	0	6			7	20 [39]
(株)第一岸本臨床検 査センター(北海 道札幌市東区)	検査設備 管理設備 営業設備	920	0	168	1,131 (200,251)	423	2,643	409 [360]

会社名 (所在地)	設備の内容	設備の種類別の帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)	
		建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産		合計
(株)リンテック (福岡県福岡市博 多区)	検査設備 管理設備 営業設備	147		45	205 (2,491)		398	69 [115]
(株)QOLセントラ ルラボラトリーズ (福岡県福岡市 東区)	検査設備 管理設備	64		12		69	146	55 [23]
(株)BMLメディカ ルワークス(埼玉 県川越市)	検査設備 管理設備	22	0	11	164 (9,306)		199	13 [119]
(株)岡山医学検査セ ンター(岡山県倉 敷市)	検査設備 管理設備 営業設備	455	0	117	249 (4,856)	28	851	250 [98]
計		2,620	5	1,322	3,185 (238,893)	1,093	8,227	1,726 [2,559]

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

(注) 1 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2 上記以外に土地・建物の一部を賃借しております。年間賃借料は1,575百万円であります。賃借している土地の面積は12,931㎡であります。

3 従業員数は就業人員であり、[ ]は外書で臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	118,800,000
計	118,800,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成30年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年6月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	44,014,726	44,014,726	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株でありま す。
計	44,014,726	44,014,726		



(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

a. 旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成16年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7 執行役員 4
新株予約権の数(個)	5 [5]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,000 [1,000]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間	平成16年10月2日～平成36年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

決議年月日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7 執行役員 4
新株予約権の数(個)	5 [5]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,000 [1,000]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間	平成17年11月2日～平成37年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成30年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権の一部行使はできない。  
2 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

b. 会社法第361条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成18年11月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6
新株予約権の数(個)	3 [3]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 600 [600]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間	平成18年12月5日～平成38年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成30年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。  
募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 2 新株予約権者は、平成18年12月5日から平成38年6月29日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。  
上記に関わらず、新株予約権者が平成37年6月29日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成37年6月30日から平成38年6月29日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。  
新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 3 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。  
交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。  
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。  
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。  
再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。  
新株予約権を行使することができる期間  
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。  
譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	平成19年9月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6
新株予約権の数(個)	9 [9]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,800 [1,800]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間	平成19年10月13日～平成39年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成30年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

2 新株予約権者は、平成19年10月13日から平成39年6月28日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に関わらず、新株予約権者が平成38年6月28日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合に

は、平成38年6月29日から平成39年6月28日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

3 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記

に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする

。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間  
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項  
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件  
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	平成20年9月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9
新株予約権の数(個)	19 [19]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,800 [3,800]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間	平成20年10月18日～平成40年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成30年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 2 新株予約権者は、平成20年10月18日から平成40年6月27日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- 上記に関わらず、新株予約権者が平成39年6月27日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成39年6月28日から平成40年6月27日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 3 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

c. 会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成18年11月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 5
新株予約権の数(個)	4 [4]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 800 [800]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間	平成18年12月5日～平成38年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成30年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。  
募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 2 新株予約権者は、平成18年12月5日から平成38年6月29日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。  
上記に関わらず、新株予約権者が平成37年6月29日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成37年6月30日から平成38年6月29日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。  
新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 3 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。  
交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。  
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。  
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。  
新株予約権を行使することができる期間  
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	平成19年9月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 5
新株予約権の数(個)	6 [6]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,200 [1,200]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間	平成19年10月13日～平成39年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成30年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。  
募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 2 新株予約権者は、平成19年10月13日から平成39年6月28日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。  
上記に関わらず、新株予約権者が平成38年6月28日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成38年6月29日から平成39年6月28日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。  
新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 3 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。  
交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。  
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。  
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする

。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間  
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項  
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件  
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	平成20年9月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 4
新株予約権の数(個)	11 [11]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,200 [2,200]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間	平成20年10月18日～平成40年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成30年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 2 新株予約権者は、平成20年10月18日から平成40年6月27日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- 上記に関わらず、新株予約権者が平成39年6月27日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成39年6月28日から平成40年6月27日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 3 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。



新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

d. 会社法第238条および第240条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成21年9月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8 当社執行役員 3
新株予約権の数(個)	33 [31]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 6,600 [6,200]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間	平成21年10月15日～平成41年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成30年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。  
募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 2 新株予約権者は、平成21年10月15日から平成41年9月30日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。  
上記に関わらず、新株予約権者が平成40年9月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成40年10月1日から平成41年9月30日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。  
新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 3 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。  
交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。  
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。  
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。  
新株予約権を行使することができる期間  
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。  
譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。  
新株予約権の取得条項  
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。  
その他の新株予約権の行使の条件  
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	平成22年9月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社執行役員 3
新株予約権の数(個)	36 [33]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 7,200 [6,600]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間	平成22年10月20日～平成42年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成30年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。  
募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 2 新株予約権者は、平成22年10月20日から平成42年9月30日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。  
上記に関わらず、新株予約権者が平成41年9月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成41年10月1日から平成42年9月30日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。  
新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 3 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。  
交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。  
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。  
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記

に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	平成23年9月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社執行役員 3
新株予約権の数(個)	40 [36]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 8,000 [7,200]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間	平成23年10月19日～平成43年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成30年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。  
募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 2 新株予約権者は、平成23年10月19日から平成43年9月30日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。  
上記に関わらず、新株予約権者が平成42年9月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成42年10月1日から平成43年9月30日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。  
新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 3 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。  
交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	平成24年10月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 12 当社執行役員 3
新株予約権の数(個)	52 [48]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 10,400 [9,600]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間	平成24年11月17日～平成44年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 1
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成30年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 2 新株予約権者は、平成24年11月17日から平成44年10月31日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- 上記に関わらず、新株予約権者が平成43年10月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成43年11月1日から平成44年10月31日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 3 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- 再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。
- 新株予約権を行使することができる期間
- 本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	平成25年9月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社執行役員 4
新株予約権の数(個)	38 [38]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 7,600 [7,600]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間	平成25年10月12日～平成45年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 1
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成30年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。  
募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 2 新株予約権者は、平成25年10月12日から平成45年9月30日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。  
上記に関わらず、新株予約権者が平成44年9月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成44年10月1日から平成45年9月30日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。  
新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 3 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。  
交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。  
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。  
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	平成26年9月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9 当社執行役員 5
新株予約権の数(個)	28 [28]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,600 [5,600]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間	平成26年10月16日～平成46年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成30年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。  
募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 2 新株予約権者は、平成26年10月16日から平成46年9月30日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。  
上記に関わらず、新株予約権者が平成45年9月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成45年10月1日から平成46年9月30日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。  
新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 3 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。  
交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。  
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。  
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数



組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	平成27年9月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9 当社執行役員 5
新株予約権の数(個)	34 [34]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 6,800 [6,800]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間	平成27年10月16日～平成47年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成30年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。  
募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 2 新株予約権者は、平成27年10月16日から平成47年9月30日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。  
上記に関わらず、新株予約権者が平成46年9月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成46年10月1日から平成47年9月30日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。  
新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 3 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。  
交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。  
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。  
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。  
新株予約権を行使することができる期間  
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。  
譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとす

る。  
新株予約権の取得条項  
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。  
その他の新株予約権の行使の条件  
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	平成28年11月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社執行役員 5
新株予約権の数(個)	27 [27]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,400 [5,400]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間	平成28年11月29日～平成48年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成30年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。  
募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 2 新株予約権者は、平成28年11月29日から平成48年10月31日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。  
上記に関わらず、新株予約権者が平成47年10月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成47年11月1日から平成48年10月31日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。  
新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 3 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。  
交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。  
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。  
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。  
再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年9月1日 (注)	22,007,363	44,014,726		6,045		6,646

(注) 株式分割(1:2)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		37	20	53	182		4,554	4,846	
所有株式数 (単元)		67,329	2,222	145,709	105,134		119,698	440,092	5,526
所有株式数 の割合(%)		15.30	0.50	33.11	23.89		27.20	100.00	

(注) 自己株式1,436,916株は、「個人その他」に14,369単元、「単元未満株式の状況」に16株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

平成30年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(株)ビーエムエル企画	東京都練馬区東大泉 3 - 27 - 8	8,610	20.22
近 藤 健 介	東京都練馬区	4,337	10.18
(有)エステート興業	東京都練馬区東大泉 3 - 27 - 8	2,779	6.52
大塚製薬(株)	東京都千代田区神田司町 2 - 9	2,000	4.69
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海 1 - 8 - 11	1,334	3.13
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	東京都港区浜松町 2 - 11 - 3	1,140	2.67
近 藤 シ ゲ	東京都練馬区	1,080	2.53
第一生命保険(株) (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行(株))	東京都千代田区有楽町 1 - 13 - 1 (東京都中央区晴海 1 - 8 - 12)	878	2.06
ステート ストリート クライア ント オムニバス アカウ ント OM44 (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	P.O.BOX 1631 BOSTON, MASSACHUSETTS02105-1631 (東京都中央区日本橋 3 - 11 - 1)	791	1.86
(有)マトバリース	東京都練馬区東大泉 3 - 27 - 8	762	1.78
計		23,713	55.69

- (注) 1 所有株式数の千株未満は、切り捨てております。  
2 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。  
3 当社は、自己株式1,436千株を保有しておりますが、上表からは除いております。  
4 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)及び日本マスタートラスト信託銀行(株)の所有株式は、すべて信託業務に係わる株式であります。  
5 前事業年度末現在主要株主であった近藤健次は、当事業年度末では主要株主ではなくなり、近藤健介が新たに主要株主となりました。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,436,900		
完全議決権株式(その他)	普通株式 42,572,300	425,723	
単元未満株式	普通株式 5,526		
発行済株式総数	普通株式 44,014,726		
総株主の議決権		425,723	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式16株が含まれています。

【自己株式等】

平成30年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ビー・エム・エル	東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 21 3	1,436,900		1,436,900	3.26
計		1,436,900		1,436,900	3.26

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
その他(新株予約権の権利行使)	76,400	61	2,600	2
その他(譲渡制限付株式の付与)	13,022	10		
保有自己株式数	1,436,916		1,434,316	

(注) 当期間における保有自己株式には、平成30年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

### 3 【配当政策】

当社グループは、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。安定的な経営基盤の確保と資本利益率の向上に努めるとともに、配当につきましては、安定配当の維持・継続を基本方針としつつ、連結業績に応じた配当水準の向上に努めてまいります。内部留保資金につきましては、検査体制の拡充や効率化のための設備投資及び将来の成長に向けた戦略投資に有効活用していく予定であります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

なお、当期につきましては、中間配当17.5円を実施しておりますが、期末配当については普通配当17.5円とし、年間では1株35.0円の配当を行います。また、次期の配当につきましては、1株あたり年間38.0円を予定しております。

また、当社は、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成29年11月8日 取締役会決議	743	17.5
平成30年6月28日 定時株主総会決議	745	17.5

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第59期	第60期	第61期	第62期	第63期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
最高(円)	3,970	4,175	4,665	5,876 2,938	3,045
最低(円)	2,302	2,721	3,125	4,085 2,042.5	2,143

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 印は、株式分割後(平成28年9月1日、1株 2株)による権利落後の株価であります。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年10月	11月	12月	平成30年1月	2月	3月
最高(円)	2,680	2,718	2,943	3,035	3,045	2,758
最低(円)	2,416	2,454	2,651	2,800	2,417	2,524

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。



5 【役員の状況】

男性 13名 女性 0名 (役員のうち女性の比率0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長		近藤 健介	昭和41年9月18日生	昭和61年10月 有限会社マトバリース代表取締役(現任) 平成6年5月 医師免許取得 平成6年6月 当社取締役 平成7年8月 有限会社エステート興業代表取締役社長(現任) 平成10年8月 株式会社ビーエムエル企画代表取締役社長(現任) 平成16年6月 当社取締役退任、執行役員医療学術担当 平成18年6月 当社取締役執行役員医療学術担当 平成23年10月 当社取締役執行役員先端技術開発本部長兼営業統括本部副本部長 平成25年4月 当社取締役執行役員管理本部副本部長 平成26年1月 当社代表取締役社長(現任) 平成26年6月 株式会社九州オープンラボラトリーズ代表取締役会長 平成26年6月 株式会社QOLセントラルラボラトリーズ代表取締役会長 平成26年6月 株式会社協同医学研究所代表取締役会長(現任) 平成26年6月 株式会社オー・ビー・エル代表取締役会長(現任) 平成28年6月 株式会社第一岸本臨床検査センター代表取締役会長(現任) 平成28年6月 株式会社岡山医学検査センター代表取締役会長(現任) 平成29年6月 株式会社ビーシーエルジャパン代表取締役会長(現任)	(注)3	4,337

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役	企画本部長 兼信頼性保証部担当兼 BML総合研究所長兼海外 事業室長	荒井 信 貴	昭和35年 3月30日生	平成元年 5月 医師免許取得 平成元年 5月 富山大学付属病院勤務 平成17年 6月 当社社外監査役 平成19年 4月 医療法人社団慶成会青梅慶友病院勤務 平成21年 6月 当社取締役 平成21年12月 当社取締役常務執行役員BML総合研究所長 平成24年 7月 当社取締役常務執行役員総研検査本部長兼BML総合研究所長 平成25年 4月 当社取締役常務執行役員総研検査本部長兼先端技術開発本部長兼BML総合研究所長 平成26年 1月 当社取締役常務執行役員検査統括本部長兼BML総合研究所長 平成27年 6月 当社取締役専務執行役員営業統括本部担当兼BML総合研究所長 平成29年 2月 当社取締役専務執行役員企画本部長兼BML総合研究所長 平成29年 6月 当社代表取締役専務執行役員企画本部長兼信頼性保証部担当兼BML総合研究所長 平成30年 6月 当社代表取締役専務執行役員企画本部長兼信頼性保証部担当兼BML総合研究所長兼海外事業室長(現任)	(注) 3	64
取締役	営業統括本 部長兼営業 管理部長兼 電子カルテ サポート部 長	広瀬 正 明	昭和31年 2月 6日生	昭和53年10月 当社入社 平成12年 6月 当社取締役営業本部副本部長 平成12年10月 当社取締役営業本部長 平成14年 6月 当社常務取締役営業本部長 平成16年 6月 当社取締役常務執行役員営業本部長 平成16年10月 当社取締役常務執行役員営業総括担当兼戦略事業部長 平成19年 6月 株式会社日研医学代表取締役社長 平成23年 6月 一般財団法人近藤記念医学財団常務理事 平成26年 6月 株式会社東京公衆衛生研究所代表取締役社長 平成29年 2月 当社専務執行役員営業統括本部長兼営業企画部長兼営業推進部長兼営業管理部長兼予防医学部長 平成29年 6月 当社取締役専務執行役員営業統括本部長兼営業管理部長兼電子カルテサポート部長(現任)	(注) 3	13

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	システム 本部長	千喜良真人	昭和30年5月25日生	昭和54年7月 平成8年2月 平成10年8月 平成20年6月 平成24年6月 平成26年6月	当社入社 当社システム本部システム部長 当社システム本部副本部長 当社執行役員システム本部副本部長 当社取締役執行役員システム本部副 本部長 当社取締役常務執行役員システム本 部長(現任)	(注)3	3
取締役	検査統括本 部長兼サテ ライト検査 本部長	中川雅夫	昭和30年1月30日生	昭和54年4月 平成17年11月 平成19年7月 平成21年6月 平成24年7月 平成25年2月 平成26年6月 平成27年6月	当社入社 当社サテライトマネジメント部長 株式会社東京公衆衛生研究所取締役 検査部長 当社サテライトマネジメント部長 当社執行役員サテライト検査本部副 本部長 当社執行役員サテライト検査本部長 当社取締役執行役員サテライト検査 本部長 当社取締役常務執行役員検査統括本 部長兼サテライト検査本部長(現任)	(注)3	0
取締役	管理本部長 兼人事部長 兼リスク管 理部担当	榎本 聡	昭和36年5月28日生	昭和59年4月 平成20年4月 平成21年6月 平成25年6月 平成26年1月 平成26年6月 平成27年4月 平成27年6月 平成28年6月 平成30年6月	株式会社日本交通公社(現株式会社 ジェイティービー)入社 当社入社、管理本部副部長 当社総務部長 当社販売管理部長 当社販売管理部長兼経理部長 当社執行役員販売管理部長兼経理部 長 当社執行役員管理本部副本部長 当社執行役員管理本部副本部長兼人 事部長 当社取締役執行役員管理本部長兼人 事部長 当社取締役執行役員管理本部長兼人 事部長兼リスク管理部担当(現任)	(注)3	0

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	企画本部 副本部長兼 経営企画部 長兼関連事 業部長兼販 売管理部長 兼経理部長	武部 憲尚	昭和37年4月28日生	昭和62年4月 平成25年4月 平成27年4月 平成27年6月 平成27年10月 平成28年4月 平成28年6月 平成28年6月	株式会社協和銀行（現株式会社りそな銀行）入行 同行横浜支店長 当社入社、販売管理部長兼経理部長 当社関連事業部長兼販売管理部長兼経理部長 当社経営企画部長兼関連事業部長兼販売管理部長兼経理部長 当社執行役員経営企画部長兼関連事業部長兼販売管理部長兼経理部長 当社取締役執行役員企画副本部長兼経営企画部長兼関連事業部長兼販売管理部長兼経理部長（現任） 株式会社アレグロ代表取締役社長（現任）	(注)3	0
取締役	総研検査本 部長兼検査 企画部長兼 第一検査部 長兼第二検 査部長兼第 四検査部長 兼細菌検査 部長兼試薬 部長兼業務 管理部長	奈良部 安	昭和34年7月20日生	昭和57年4月 平成24年4月 平成26年4月 平成27年6月 平成30年6月	当社入社 当社自動分析部長 当社総研検査本部長兼第二検査部長兼細菌検査部長兼業務管理部長 当社執行役員総研検査本部長兼検査企画部長兼第一検査部長兼第二検査部長兼第四検査部長兼細菌検査部長兼試薬部長兼業務管理部長 当社取締役執行役員総研検査本部長兼検査企画部長兼第一検査部長兼第二検査部長兼第四検査部長兼細菌検査部長兼試薬部長兼業務管理部長（現任）	(注)3	2
取締役		山本 邦克	昭和17年2月2日生	昭和40年4月 平成9年6月 平成12年6月 平成16年6月 平成17年6月 平成20年6月 平成27年6月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 同社専務取締役 銀泉株式会社代表取締役社長 近藤記念医学財団理事（現任） 銀泉株式会社特別顧問（現任） ハウス食品グループ本社株式会社社外取締役（現任） 当社社外取締役（現任）	(注)3	0
取締役		関谷 紘一	昭和20年6月6日生	昭和45年4月 平成12年11月 平成16年3月 平成17年6月 平成18年1月 平成30年6月	昭和電工株式会社入社 同社参与本社生産技術本部生産技術部長 同社執行役員化学品事業部門ガス・化成品事業部長 同社執行役員化学品事業部門化学品生産本部長 昭和エンジニアリング株式会社代表取締役社長 当社社外取締役（現任）	(注)3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役		森 下 健 一	昭和33年 8 月 6 日生	昭和60年 3 月 平成20年 4 月 平成26年 4 月 平成27年 6 月 平成29年 6 月	当社入社 当社人事部副部長 当社関連事業部長 株式会社オー・ピー・エル取締役管理部長 当社常勤監査役（現任）	(注) 4	0
監査役		加々美 博 久	昭和29年 7 月13日生	昭和58年 4 月 平成 5 年 4 月 平成 7 年 4 月 平成13年10月 平成20年 6 月 平成22年 4 月 平成24年10月 平成25年 6 月 平成25年 9 月	裁判官任官 東京地裁判事任官 弁護士登録(東京弁護士会) 西内・加々美法律事務所パートナー 日東工器株式会社社外監査役(現任) 慶應義塾大学法科大学院非常勤講師 ウエルシアホールディングス株式会社社外監査役（現任） 当社社外監査役(現任) 加々美法律事務所長（現任）	(注) 4	
監査役		徳尾野 信 成	昭和29年 3 月 9 日生	昭和51年 4 月 平成24年 7 月 平成25年 7 月 平成26年 7 月 平成26年 8 月 平成26年 8 月 平成27年 8 月 平成29年 6 月 平成30年 5 月	東京国税局入局 東京上野税務署長 東京国税局調査第四部長 東京国税局退官 税理士登録 徳尾野信成税理士事務所長（現任） 株式会社ダイナム社外監査役（現任） 当社社外監査役（現任） 株式会社東天紅社外監査役（現任）	(注) 4	
計							4,425

- (注) 1 取締役 山本邦克及び関谷紘一は、社外取締役であります。
- 2 監査役 加々美博久及び徳尾野信成は、社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、平成30年 3 月期に係る定時株主総会終結の時から平成31年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役の任期は、平成29年 3 月期に係る定時株主総会終結の時から平成33年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 代表取締役社長近藤健介及び取締役広瀬正明は二親等以内の親族にあたりますが、その関係は次のとおりであります。  
取締役広瀬正明は代表取締役社長近藤健介の同母兄であります。
- 6 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化および意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。  
執行役員は14名で、上記の兼務執行役員 8 名及び山口敏和、大沢英明、近藤正巳、四元良広、柴田健治、武井勝明で構成されております。
- 7 各役員の所有する当社株式の数には B M L グループ役員持株会における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。
- 8 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役 1 名を選出しております。補欠監査役の略歴は以下のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
鈴 木 一 夫	昭和47年 8 月 4 日生	平成10年 4 月 平成22年 9 月	弁護士登録（第二東京弁護士会） 比較.com株式会社（現手間いらす株式会社）社外取締役	

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### 企業統治の体制

当社は監査役制度を採用しており、監査役3名（うち2名は社外監査役）で監査役会を構成しております。提出日現在の取締役会は、取締役10名（うち2名は社外取締役。社内取締役8名は執行役員を兼務）で構成されております。当社においては、原則として月1回の定例取締役会を開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。取締役会では重要な経営方針の決定及び報告がなされ、監査役が取締役会の意思決定及び業務執行の状況を監視しております。

また、当社は、取締役会の機能強化（意思決定・監督）、迅速な意思決定と機動的な業務執行による競争力の強化を目的として、平成16年6月より執行役員制度を導入しております。事業を的確かつ迅速に運営できる執行体制を確立するために、権限の委譲された執行役員が業務執行に当たり、取締役は執行役員会に出席するほか、各執行役員から業務執行状況の報告を受けることで経営監督を行い、取締役会において重要な経営方針の決定及び報告を行っております。

さらに、執行役員制度の導入とともに、取締役及び執行役員の報酬については、成果主義や株主重視経営等の流れを踏まえ、従来より役員退職慰労金制度の廃止と株式報酬型ストックオプションの導入を行ってまいりましたが、当事業年度よりこれを見直し、当社取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとし、株式報酬型ストックオプションについては当事業年度以降の付与を行わないことといたしました。こうしたガバナンスシステムの改革と定着を図ることで、取締役会を含む当社の経営組織・意思決定機関をより戦略的・機動的なものとし、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めております。

関係会社における業務の適正を確保する体制としては、全般的な管理方針および管理組織について定める「関係会社管理規程」を制定し、円滑な業務運営のための適正な運用を図っております。また、関係会社会議を定期的に行い、情報交換の場として活用しております。コンプライアンス体制およびリスク管理体制については、当社規定に則り、グループ体による企業集団としての整備を行っております。

なお、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法425条第1項に定める最低責任限度額としております。

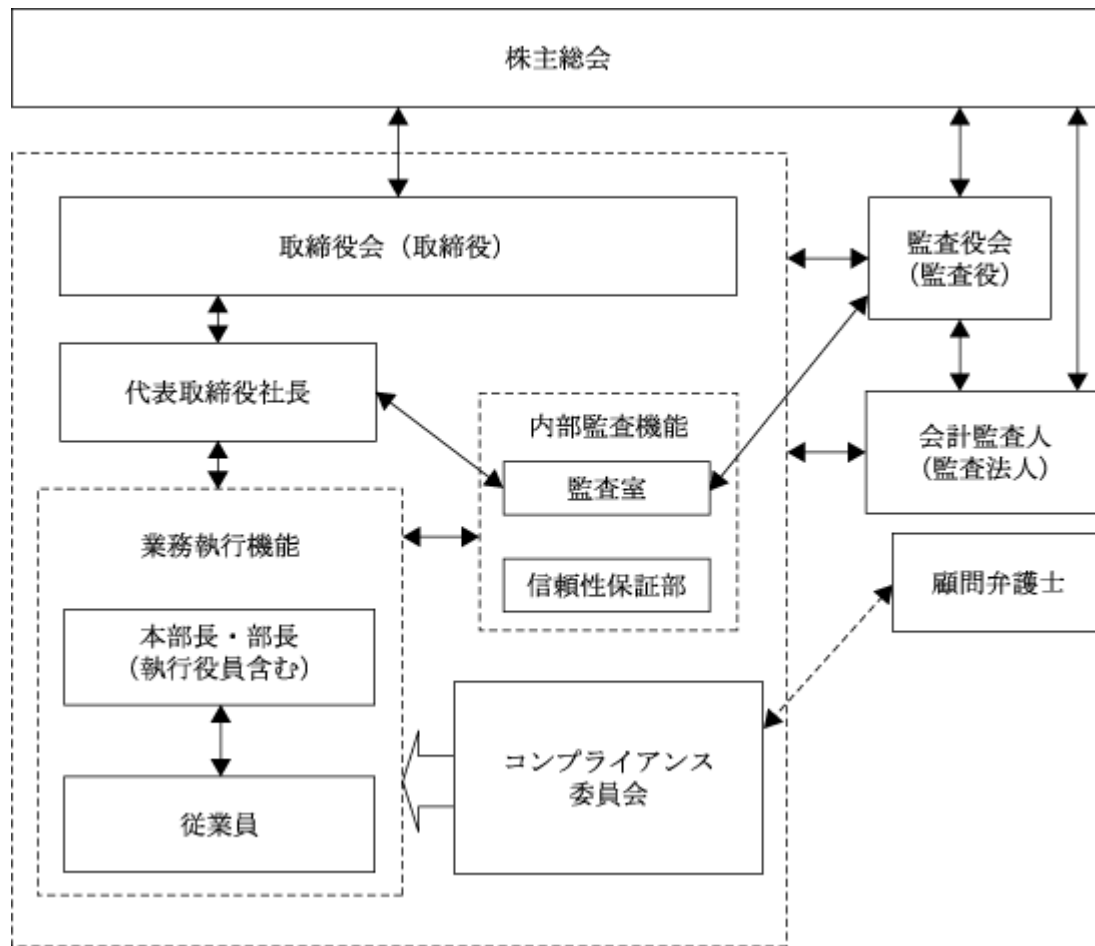
#### 内部監査及び監査役監査

当社は、関係会社を含めた全部門を対象に内部監査を実施する部署として、社長直轄に監査室（専任者3名）を設置し、内部統制の有効性と業務執行の状況について監査を実施しております。また、専門分野である検査部門を主な対象として、信頼性保証部による内部監査があわせて実施されております。

また、監査役は取締役会等をはじめとする社内の重要会議に出席するほか、重要な決議書類等の閲覧、本社および主要な事業所の業務及び財産の状況調査等により、厳正な監査を実施しております。さらに、監査室と監査役との連携として、監査役会への内部監査結果の報告、監査室と監査役との共同監査等が行われ、適宜情報の交換を行っております。

さらに、独立監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、法令に基づく監査を受けております。監査室、監査役及び会計監査人は、監査計画及び監査結果の報告等のほか、随時意見交換を行い、相互の連携を高めております。

なお、当社のコーポレート・ガバナンス体制図は以下のとおりです。



#### 社外取締役及び社外監査役

当社は、社外取締役2名を選任し、社外監査役2名による監査を実施しており、経営の客観性及び中立性という観点からの経営監視機能は果たされていると考えております。

独立役員として指定している社外取締役山本邦克氏は、ハウス食品グループ本社株式会社社外取締役及び一般社団法人近藤記念医学財団理事であります。いずれの法人とも当社との間に重要な関係はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。社外取締役関谷紘一氏は、重要な兼職はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。社外監査役加々美博久氏は、加々美法律事務所長及び日東工器株式会社社外監査役及びウエルシアホールディングス株式会社社外監査役であります。いずれの法人とも当社との間に重要な関係はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。社外監査役徳尾野信成氏は、徳尾野信成税理士事務所長及び株式会社ダイナム社外監査役並びに株式会社東天紅社外監査役であります。いずれの法人とも当社との間に重要な関係はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。

また、社外取締役及び社外監査役は、監査体制の中立性および独立性を一層高める目的を持って選任され、その独立性、人的影響力等を踏まえ、中立の立場から客観的に監査意見を表明することが特に期待されております。なお、社外取締役及び社外監査役候補者の選任に際しては、提出会社からの独立性に関する基準又は方針はないものの、取締役会及び監査役会において、会社との関係、経営者および主要な職員との関係等を勘案し、独立性に問題がないことを確認しております。

社外取締役及び社外監査役と監査室、監査役及び会計監査人は、必要に応じて情報交換等を行い、相互の連携を高めております。

役員報酬の内容

イ．当事業年度における提出会社の取締役及び監査役に対する役員報酬等は以下のとおりです。

役員区分	支給人員 (名)	基本報酬 (百万円)	譲渡制限付株式の 付与に関する報酬 (百万円)	支給総額 (百万円)
取締役 (社外取締役を除く)	11	251	0	252
監査役 (社外監査役を除く)	2	13		13
社外役員	5	16		16
合計	18	281	0	281

なお、当事業年度末現在の人数は、取締役12名、監査役3名であります。

ロ．提出会社の役員のうち連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ．当社は、取締役の使用人兼務部分に対する報酬を支給しておりません。

ニ．取締役の報酬限度額は、平成12年6月29日開催の第45回定時株主総会において、年額400百万円以内（使用人分給与は含まれない。）と決議し、また、別枠として平成18年6月29日開催の第51回定時株主総会において、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額30百万円以内と決議いただいております。これらに加えて、平成29年6月29日開催の第62回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額を年額50百万円以内と決議いただいております。なお、取締役個々の報酬につきましては、業績等に対する各役員の貢献度に基づき決定しております。

ホ．監査役の報酬限度額は、平成2年8月27日開催の第35回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。なお、監査役個々の報酬につきましては、監査役の協議により決定しております。



株式の保有状況

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数：26

貸借対照表計上額の合計額：1,512百万円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)ファルコSDホールディングス	314,800	474	企業間取引の強化
ナガイレーベン(株)	200,000	459	企業間取引の強化
(株)りそなホールディングス	77,800	46	企業間取引の強化
第一生命ホールディングス(株)	10,600	21	企業間取引の強化
(株)アインホールディングス	2,000	15	企業間取引の強化
(株)ほくほくフィナンシャルグループ	5,000	8	企業間取引の強化
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	11,000	7	企業間取引の強化
(株)三井住友フィナンシャル・グループ	1,860	7	企業間取引の強化
千葉銀行(株)	8,000	5	企業間取引の強化
みらかホールディングス(株)	920	4	企業間取引の強化
(株)富山第一銀行	5,000	2	企業間取引の強化
トモニホールディングス(株)	3,000	1	企業間取引の強化
札幌臨床検査センター(株)	1,000	1	企業間取引の強化
ユニデンホールディングス(株)	5,000	0	企業間取引の強化
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	150	0	企業間取引の強化
(株)ユニマツリタイヤメント・コミュニ ティ	100	0	企業間取引の強化

(当事業年度)  
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
ナガイレーベン(株)	200,000	583	企業間取引の強化
(株)ファルコホールディングス	314,800	582	企業間取引の強化
(株)りそなホールディングス	77,800	43	企業間取引の強化
第一生命ホールディングス(株)	10,600	20	企業間取引の強化
(株)アインホールディングス	2,000	15	企業間取引の強化
(株)三井住友フィナンシャル・グループ	1,860	8	企業間取引の強化
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	11,000	7	企業間取引の強化
(株)ほくほくフィナンシャルグループ	5,000	7	企業間取引の強化
千葉銀行(株)	8,000	6	企業間取引の強化
みらかホールディングス(株)	920	3	企業間取引の強化
(株)富山第一銀行	5,000	2	企業間取引の強化
札幌臨床検査センター(株)	1,000	2	企業間取引の強化
トモニホールディングス(株)	3,000	1	企業間取引の強化
ユニデンホールディングス(株)	5,000	1	企業間取引の強化
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	150	0	企業間取引の強化
(株)ユニマツリタイヤメント・コミュニ ティ	100	0	企業間取引の強化

#### 会計監査の状況

当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を結び、会計監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定有限責任社員 業務執行社員 伊集院 邦光	有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員 佐野 明宏	有限責任監査法人トーマツ

継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他6名であります。

#### 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

##### イ．自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

##### ロ．中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款で定めております。

#### 取締役の定数

当社の取締役は16名以内とする旨を定款で定めております。

#### 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役選任の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨およびその決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(2)【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	52		49	
連結子会社				
計	52		49	

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、規模・特性・監査日数等を勘案したうえで決定しております。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の財務諸表について監査を受けております。

当社の監査公認会計士等は次の通り異動しております。

第62期連結会計年度の連結財務諸表及び第62期事業年度の財務諸表 新日本有限責任監査法人

第63期連結会計年度の連結財務諸表及び第63期事業年度の財務諸表 有限責任監査法人トーマツ

当該異動について臨時報告書を提出しております。臨時報告書に記載した事項は以下の通りです。

#### (1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

新日本有限責任監査法人

有限責任監査法人トーマツ

#### (2) 異動の年月日 平成29年6月29日

#### (3) 異動監査公認会計士等であった者が監査公認会計士等でなくなった場合(概要)

異動監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日 平成28年6月26日

異動監査公認会計士等が作成した監査報告書又は内部統制監査報告書等における内容等

該当事項はありません。

異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の監査公認会計士等である新日本有限責任監査法人は、平成29年6月29日開催予定の第62回定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。これに伴い、新たに有限責任監査法人トーマツを監査公認会計士等として選任するものであります。

上記の理由及び経緯に対する監査報告書又は内部統制監査報告書等の記載事項に係る異動監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

異動監査公認会計士等が上記の意見を表明しない場合における理由等

特段の理由等はありません。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへ参加しております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	41,281	46,327
受取手形及び売掛金	20,020	4 20,550
商品及び製品	197	290
仕掛品	562	590
原材料及び貯蔵品	2,069	2,081
繰延税金資産	1,256	1,242
その他	1,132	1,076
貸倒引当金	79	69
流動資産合計	66,439	72,091
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	3 8,882	3 8,556
土地	3 13,057	3 13,093
リース資産（純額）	2,997	2,891
その他（純額）	4,286	4,158
有形固定資産合計	1 29,223	1 28,700
無形固定資産		
その他	3,508	3,714
無形固定資産合計	3,508	3,714
投資その他の資産		
投資有価証券	2 2,381	2 2,627
繰延税金資産	1,388	1,005
退職給付に係る資産		9
その他	1,447	1,381
貸倒引当金	144	82
投資その他の資産合計	5,073	4,941
固定資産合計	37,805	37,355
資産合計	104,244	109,446
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	14,399	14,188
リース債務	1,171	1,169
未払法人税等	1,564	1,842
賞与引当金		2,962
その他	3 9,343	3 6,603
流動負債合計	26,479	26,767
固定負債		
リース債務	2,139	2,048
役員退職慰労引当金	185	191
退職給付に係る負債	4,506	3,897
その他	287	320
固定負債合計	7,118	6,456
負債合計	33,597	33,224

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	6,045	6,045
資本剰余金	6,646	6,668
利益剰余金	55,030	59,531
自己株式	1,237	1,164
株主資本合計	66,485	71,080
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	554	777
退職給付に係る調整累計額	159	662
その他の包括利益累計額合計	714	1,440
新株予約権	142	78
非支配株主持分	3,304	3,622
純資産合計	70,647	76,222
負債純資産合計	104,244	109,446

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
売上高	111,243	113,502
売上原価	71,443	73,038
売上総利益	39,799	40,463
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 30,470	<sup>1</sup> 31,126
営業利益	9,329	9,337
営業外収益		
不動産賃貸料	61	60
受取配当金	44	55
受取ロイヤリティー	102	88
補助金収入	92	101
有価証券運用益	4	67
その他	159	175
営業外収益合計	464	548
営業外費用		
支払利息	41	39
不動産賃貸原価	32	25
その他	8	9
営業外費用合計	82	74
経常利益	9,711	9,811
特別利益		
固定資産売却益	<sup>2</sup> 1	<sup>2</sup> 5
受取保険金	31	
関係会社清算益		39
その他	2	0
特別利益合計	36	46
特別損失		
固定資産除却損	<sup>3</sup> 72	<sup>3</sup> 77
弔慰金	150	
その他	11	5
特別損失合計	233	82
税金等調整前当期純利益	9,514	9,774
法人税、住民税及び事業税	2,986	3,251
法人税等調整額	126	94
法人税等合計	3,113	3,345
当期純利益	6,401	6,429
非支配株主に帰属する当期純利益	452	440
親会社株主に帰属する当期純利益	5,948	5,988



【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
当期純利益	6,401	6,429
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	84	223
退職給付に係る調整額	431	508
その他の包括利益合計	516	731
包括利益	6,917	7,160
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	6,453	6,715
非支配株主に係る包括利益	463	445

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,045	6,647	50,463	1,241	61,914
当期変動額					
剰余金の配当			1,380		1,380
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,948		5,948
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		1		5	4
自己株式処分差損の振替		1	1		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計		0	4,566	4	4,571
当期末残高	6,045	6,646	55,030	1,237	66,485

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	471	262	209	129	2,953	65,206
当期変動額						
剰余金の配当						1,380
親会社株主に帰属する 当期純利益						5,948
自己株式の取得						0
自己株式の処分						4
自己株式処分差損の振替						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	83	421	505	13	350	868
当期変動額合計	83	421	505	13	350	5,440
当期末残高	554	159	714	142	3,304	70,647

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,045	6,646	55,030	1,237	66,485
当期変動額					
剰余金の配当			1,487		1,487
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,988		5,988
自己株式の取得					
自己株式の処分		21		72	93
自己株式処分差損の振替					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計		21	4,501	72	4,595
当期末残高	6,045	6,668	59,531	1,164	71,080

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	554	159	714	142	3,304	70,647
当期変動額						
剰余金の配当						1,487
親会社株主に帰属する 当期純利益						5,988
自己株式の取得						
自己株式の処分						93
自己株式処分差損の振替						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	222	503	726	64	318	980
当期変動額合計	222	503	726	64	318	5,575
当期末残高	777	662	1,440	78	3,622	76,222

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	9,514	9,774
減価償却費	4,845	5,019
のれん償却額	315	312
支払利息	41	39
売上債権の増減額（ は増加）	282	463
たな卸資産の増減額（ は増加）	228	141
仕入債務の増減額（ は減少）	331	210
その他	162	644
小計	14,700	14,975
利息の支払額	41	39
法人税等の支払額	3,450	2,991
その他の収入	98	134
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,307	12,079
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	5,432	4,314
定期預金の払戻による収入	4,384	4,825
有形固定資産の取得による支出	3,122	2,809
無形固定資産の取得による支出	1,111	1,345
有形固定資産の売却による収入	13	27
その他	27	77
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,239	3,538
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
配当金の支払額	1,380	1,487
リース債務の返済による支出	1,361	1,349
その他	114	147
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,856	2,983
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	3,211	5,556
現金及び現金同等物の期首残高	34,910	38,122
現金及び現金同等物の期末残高	<sup>1</sup> 38,122	<sup>1</sup> 43,679

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

21社

主要な連結子会社の名称

(株)協同医学研究所

(株)ピーシーエルジャパン

(株)第一岸本臨床検査センター

(2) 主要な非連結子会社名

(株)札幌病理検査センター

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社8社につきましては、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の金額はいずれも軽微であり、かつ全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

(株)札幌病理検査センター

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社11社につきましては、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は全て連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)で処理しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得の建物(附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法

無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

その他の無形固定資産については、定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金

一部の連結子会社において、役員及び執行役員の退任に伴う退職慰労金の支給に備えるため、各々の会社の内規に基づく当連結会計年度末の必要額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用の額は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日)

(1) 概要

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。

(2) 適用予定日

平成31年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

平成34年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取配当金」は、営業外収益の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。また、同じく「営業外収益」の「その他」に含めていた「有価証券運用益」は、営業外収益の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。これらの表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた208百万円は、「受取配当金」44百万円、「有価証券運用益」4百万円、「その他」159百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「固定資産売却益」は、営業外収益の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別利益」の「その他」に表示していた4百万円は、「固定資産売却益」1百万円、「その他」2百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	50,000百万円	50,188百万円

2 非連結子会社及び関連会社の株式等

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
投資有価証券(株式等)	480百万円	470百万円

3 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

(イ)担保に供している資産

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
建物及び構築物	3,668百万円	3,407百万円
土地	2,879	2,879
計	6,548百万円	6,286百万円

(ロ)上記に対応する債務

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
流動負債・その他(短期借入金)	850百万円	850百万円

4 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれておりません。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
受取手形		24百万円



(連結損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及びその金額は次のとおりであります。なお、下記に記載している研究開発費の金額は、研究開発費用の総額であります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
給料手当及び賞与	13,431百万円	13,903百万円
退職給付費用	541	546
役員退職慰労引当金繰入額	27	36
消耗品費	2,797	2,697
研究開発費	302	326

- 2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
建物及び構築物	百万円	0百万円
土地	1	1
リース資産		1
有形固定資産「その他」	0	1
無形固定資産「その他」	0	0
投資その他の資産「その他」	0	
計	1百万円	5百万円

- 3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
建物及び構築物	55百万円	5百万円
リース資産	0	32
有形固定資産「その他」	4	36
無形固定資産「その他」	10	2
投資その他の資産「その他」	1	
計	72百万円	77百万円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	124百万円	326百万円
組替調整額	1	
税効果調整前	123	326
税効果額	38	103
その他有価証券評価差額金	84	223
退職給付に係る調整額		
当期発生額	522	675
組替調整額	98	53
税効果調整前	621	728
税効果額	189	220
退職給付に係る調整額	431	508
その他の包括利益合計	516百万円	731百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	22,007,363	22,007,363		44,014,726

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

株式分割(1:2)による増加 22,007,363株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	766,386	766,752	6,800	1,526,338

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

株式分割(1:2)による増加 766,386株

単元未満株式の買取による増加 366株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による減少 6,800株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	平成16年ストック・オプションとしての新株予約権						
	平成17年ストック・オプションとしての新株予約権						
	平成18年ストック・オプションとしての新株予約権						7
	平成19年ストック・オプションとしての新株予約権						7
	平成20年ストック・オプションとしての新株予約権						10
	平成21年ストック・オプションとしての新株予約権						14
	平成22年ストック・オプションとしての新株予約権						11
	平成23年ストック・オプションとしての新株予約権						11
	平成24年ストック・オプションとしての新株予約権						16
	平成25年ストック・オプションとしての新株予約権						20
	平成26年ストック・オプションとしての新株予約権						10
	平成27年ストック・オプションとしての新株予約権						14
平成28年ストック・オプションとしての新株予約権						17	
連結子会社							
合計							142

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	637	30.0	平成28年3月31日	平成28年6月30日
平成28年11月8日 取締役会	普通株式	743	17.5	平成28年9月30日	平成28年12月2日

(注) 当社は、平成28年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。平成28年6月29日定時株主総会の1株当たり配当額は、当該株式分割前の配当金の額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	743	17.5	平成29年3月31日	平成29年6月30日

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	44,014,726			44,014,726

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,526,338		89,422	1,436,916

(変動事由の概要)

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による減少	76,400株
譲渡制限付株式の付与による減少	13,022株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	平成16年ストック・オプションとしての新株予約権						
	平成17年ストック・オプションとしての新株予約権						
	平成18年ストック・オプションとしての新株予約権						1
	平成19年ストック・オプションとしての新株予約権						2
	平成20年ストック・オプションとしての新株予約権						4
	平成21年ストック・オプションとしての新株予約権						7
	平成22年ストック・オプションとしての新株予約権						6
	平成23年ストック・オプションとしての新株予約権						6
	平成24年ストック・オプションとしての新株予約権						8
	平成25年ストック・オプションとしての新株予約権						11
	平成26年ストック・オプションとしての新株予約権						7
	平成27年ストック・オプションとしての新株予約権						10
平成28年ストック・オプションとしての新株予約権						12	
連結子会社							
合計							78

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	743	17.5	平成29年3月31日	平成29年6月30日
平成29年11月8日 取締役会	普通株式	743	17.5	平成29年9月30日	平成29年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	745	17.5	平成30年3月31日	平成30年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金及び預金勘定	41,281百万円	46,327百万円
流動資産のその他(預け金)	102 "	102 "
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	3,262 "	2,751 "
現金及び現金同等物	38,122百万円	43,679百万円

2 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る 資産及び債務の額	1,357百万円	1,152百万円

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース

リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主として、検査用機器であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは資金運用について、余剰資金については安全性の高い金融資産で運用し、運転資金については期限1年以内の銀行借入により調達することが一般的であります。デリバティブ取引については、余剰資金運用を目的とする元本が毀損しない複合金融商品を利用しており、元本回収が確実ではないデリバティブが組み込まれている複合金融商品については投資を行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

営業債務は、流動性リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社グループは与信管理規程に従い、営業債権については常に相手先の状況把握及び分析を行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況を把握しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは月次に資金繰表を作成する等の方法により管理しております。



2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)を参照ください。)

前連結会計年度(平成29年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	41,281	41,281	
(2) 受取手形及び売掛金	20,020	20,020	
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	1,530	1,530	
資産計	62,832	62,832	
支払手形及び買掛金	14,399	14,399	
負債計	14,399	14,399	

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	46,327	46,327	
(2) 受取手形及び売掛金	20,550	20,550	
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	1,857	1,857	
資産計	68,735	68,735	
支払手形及び買掛金	14,188	14,188	
負債計	14,188	14,188	

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	平成29年 3月31日	平成30年 3月31日
非上場株式等	851	769

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成29年 3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	41,240			
受取手形及び売掛金	20,020			
合計	61,261			

当連結会計年度(平成30年 3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	46,288			
受取手形及び売掛金	20,550			
合計	66,839			

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(平成29年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,527	712	815
債券			
その他			
小計	1,527	712	815
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	2	3	1
債券			
その他			
小計	2	3	1
合計	1,530	716	814

当連結会計年度(平成30年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,842	698	1,144
債券			
その他			
小計	1,842	698	1,144
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	15	18	3
債券			
その他			
小計	15	18	3
合計	1,857	716	1,140

2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略いたします。

当連結会計年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略いたします。

3 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略いたします。

当連結会計年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部を除く連結子会社は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。また、一部の連結子会社は、確定給付型及び確定拠出型の制度を併用しております。

なお、一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)
退職給付債務の期首残高	12,684	13,313
勤務費用	972	995
利息費用	51	54
数理計算上の差異の発生額	60	82
退職給付の支払額	455	767
退職給付債務の期末残高	13,313	13,678

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)
年金資産の期首残高	8,836	9,874
期待運用収益	8	9
数理計算上の差異の発生額	583	758
事業主からの拠出額	648	625
退職給付の支払額	202	248
年金資産の期末残高	9,874	11,019

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)
退職給付に係る負債の期首残高	1,000	1,066
退職給付費用	160	166
退職給付の支払額	55	79
制度への拠出額	38	38
退職給付に係る負債の期末残高	1,066	1,115

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (平成29年 3月 31日)	当連結会計年度 (平成30年 3月 31日)
積立型制度の退職給付債務	14,205	14,607
年金資産	10,240	11,418
	3,965	3,189
非積立型制度の退職給付債務	540	585
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,506	3,774
退職給付に係る負債	4,506	3,897
退職給付に係る資産		9
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,506	3,887

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
勤務費用	972	995
利息費用	51	54
期待運用収益	8	9
数理計算上の差異の費用処理額	98	52
過去勤務費用の費用処理額	0	0
簡便法で計算した退職給付費用	160	166
確定給付制度に係る退職給付費用	1,274	1,260

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
過去勤務費用	0	0
数理計算上の差異	620	727
合計	621	728

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
未認識過去勤務費用	1	1
未認識数理計算上の差異	233	961
合計	231	960

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
債券	30.2%	32.6%
株式	53.3%	53.0%
一般勘定	11.5%	10.9%
その他	5.0%	3.5%
合計	100.0%	100.0%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
割引率	0.3～0.6%	0.2～0.6%
長期期待運用収益率	0.0～2.0%	0.0～2.0%

3. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度19百万円、当連結会計年度19百万円でありました。

(ストック・オプション等関係)

1. 費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	17百万円	

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成30年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成28年9月1日に1株を2株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	平成16年6月29日	平成17年6月29日	平成18年11月16日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 4名	当社取締役 7名 当社執行役員 4名	当社取締役 6名 当社執行役員 5名
株式の種類及び付与数	普通株式 19,800株	普通株式 18,800株	普通株式 13,000株
付与日	平成16年10月1日	平成17年11月1日	平成18年12月4日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあ りません。	同左	同左
権利行使期間	平成16年10月2日 ～平成36年6月29日	平成17年11月2日 ～平成37年6月29日	平成18年12月5日 ～平成38年6月29日

会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	平成19年9月25日	平成20年9月29日	平成21年9月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社執行役員 5名	当社取締役 9名 当社執行役員 4名	当社取締役 8名 当社執行役員 3名
株式の種類及び付与数	普通株式 14,400株	普通株式 19,400株	普通株式 14,800株
付与日	平成19年10月12日	平成20年10月17日	平成21年10月14日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあ りません。	同左	同左
権利行使期間	平成19年10月13日 ～平成39年6月28日	平成20年10月18日 ～平成40年6月27日	平成21年10月15日 ～平成41年9月30日

会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	平成22年9月30日	平成23年9月29日	平成24年10月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役員 3名	当社取締役 10名 当社執行役員 3名	当社取締役 12名 当社執行役員 3名
株式の種類及び付与数	普通株式 14,200株	普通株式 16,200株	普通株式 18,800株
付与日	平成22年10月19日	平成23年10月18日	平成24年11月16日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあ りません。	同左	同左
権利行使期間	平成22年10月20日 ～平成42年9月30日	平成23年10月19日 ～平成43年9月30日	平成24年11月17日 ～平成44年10月31日

会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	平成25年9月24日	平成26年9月29日	平成27年9月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役員 4名	当社取締役 9名 当社執行役員 5名	当社取締役 9名 当社執行役員 5名
株式の種類及び付与数	普通株式 13,800株	普通株式 8,000株	普通株式 9,600株
付与日	平成25年10月11日	平成26年10月15日	平成27年10月15日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左	同左
権利行使期間	平成25年10月12日 ～平成45年9月30日	平成26年10月16日 ～平成46年9月30日	平成27年10月16日 ～平成47年9月30日

会社名	提出会社
決議年月日	平成28年11月8日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役員 5名
株式の種類及び付与数	普通株式 7,400株
付与日	平成28年11月28日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成28年11月29日 ～平成48年10月31日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	平成16年6月29日	平成17年6月29日	平成18年11月16日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	8,000	8,000	7,200
権利確定			
権利行使	7,000	7,000	5,800
失効			
未行使残	1,000	1,000	1,400

会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	平成19年9月25日	平成20年9月29日	平成21年9月24日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	9,800	14,600	13,800
権利確定			
権利行使	6,800	8,600	7,200
失効			
未行使残	3,000	6,000	6,600

会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	平成22年9月30日	平成23年9月29日	平成24年10月29日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	13,200	14,200	18,800
権利確定			
権利行使	6,000	6,200	8,400
失効			
未行使残	7,200	8,000	10,400



会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	平成25年9月24日	平成26年9月29日	平成27年9月28日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	13,800	8,000	9,600
権利確定			
権利行使	6,200	2,400	2,800
失効			
未行使残	7,600	5,600	6,800

会社名	提出会社
決議年月日	平成28年11月8日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	
付与	
失効	
権利確定	
未確定残	
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	7,400
権利確定	
権利行使	2,000
失効	
未行使残	5,400

単価情報

会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	平成16年6月29日	平成17年6月29日	平成18年11月16日
権利行使価格(円)	1個当たり200 (1株当たり1)	1個当たり200 (1株当たり1)	1個当たり200 (1株当たり1)
行使時平均株価(円)	2,602	2,550	2,537
付与日における公正な 評価単価(円)			1,100.5

会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	平成19年9月25日	平成20年9月29日	平成21年9月24日
権利行使価格(円)	1個当たり200 (1株当たり1)	1個当たり200 (1株当たり1)	1個当たり200 (1株当たり1)
行使時平均株価(円)	2,549	2,538	2,594
付与日における公正な 評価単価(円)	791.5	735.0	1,086.0

会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	平成22年9月30日	平成23年9月29日	平成24年10月29日
権利行使価格(円)	1個当たり200 (1株当たり1)	1個当たり200 (1株当たり1)	1個当たり200 (1株当たり1)
行使時平均株価(円)	2,605	2,606	2,598
付与日における公正な 評価単価(円)	874.0	836.5	856.0

会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	平成25年9月24日	平成26年9月29日	平成27年9月28日
権利行使価格(円)	1個当たり200 (1株当たり1)	1個当たり200 (1株当たり1)	1個当たり200 (1株当たり1)
行使時平均株価(円)	2,601	2,630	2,630
付与日における公正な 評価単価(円)	1,481.0	1,281.5	1,471.5

会社名	提出会社
決議年月日	平成28年11月8日
権利行使価格(円)	1個当たり200 (1株当たり1)
行使時平均株価(円)	2,630
付与日における公正な 評価単価(円)	2,312.0

3 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法  
該当事項はありません。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
退職給付に係る負債	1,363百万円	1,183百万円
役員退職慰労引当金及び 未払役員退職慰労金	50	51
従業員未払賞与	819	
賞与引当金		942
投資有価証券評価損	39	39
未払事業税及び事業所税	139	155
施設利用会員権評価損	66	64
資産除去債務相当額	73	77
繰越欠損金	349	227
その他	464	285
繰延税金資産小計	3,366	3,027
評価性引当額	294	294
繰延税金資産合計	3,071	2,733
<b>繰延税金負債</b>		
固定資産圧縮積立金	128	128
その他有価証券評価差額金	256	359
その他	71	47
繰延税金負債合計	456	535
繰延税金資産(負債)の純額	2,615百万円	2,197百万円

(注)前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	1,256百万円	1,242百万円
固定資産 - 繰延税金資産	1,388	1,005
固定負債 - その他	30	51

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった  
主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.7%	30.7%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない 項目	0.6	0.4
住民税均等割	1.5	1.5
法人税等の減税額	2.1	0.5
評価性引当額の増減	0.1	0.3
のれん償却	1.0	1.0
連結子会社の適用税率差異	1.3	1.5
その他	0.2	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.7%	34.2%

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当企業集団の報告セグメントは、当企業集団を構成する単位のうち分離された財務情報が入手可能のものであり、取締役会において配分すべき経営資源に関する意思決定が行われ、かつ業績を評価するために経営成績を定期的に検討するものであります。

なお、当企業集団は製品・サービス別セグメントから構成されており、「検査事業」を報告セグメントとしております。また、報告セグメントに含まれないその他の事業セグメントには「医療情報システム事業」を含めております。「検査事業」は臨床検査等の受託業務を行っており、「医療情報システム事業」は医療機関向けのシステム機器等の製造販売や医療情報サービスの提供等を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

当企業集団の報告セグメントである「検査事業」以外の事業に関しては、重要性が乏しいと考えられるため、記載を省略しております。

【関連情報】

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	全社・消去	合計
	検査事業			
当期償却額	262	53		315
当期末残高	519	106		625

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	全社・消去	合計
	検査事業			
当期償却額	259	53		312
当期末残高	259	53		312

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

( 1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
1株当たり純資産額	1,581.60円	1,703.27円
1株当たり当期純利益金額	140.03円	140.83円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	139.55円	140.44円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	5,948	5,988
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	5,948	5,988
普通株式の期中平均株式数(株)	42,482,510	42,525,478
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	147,555	117,025
(うち新株予約権(株))	(147,555)	(117,025)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要		

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (平成30年 3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	70,647	76,222
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	3,447	3,701
(うち新株予約権(百万円))	(142)	(78)
(うち非支配株主持分(百万円))	(3,304)	(3,622)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	67,199	72,521
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の 数(株)	42,488,388	42,577,810

3. 当社は、平成28年9月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	930	910	0.6	
1年以内に返済予定の長期借入金				
1年以内に返済予定のリース債務	1,171	1,169	0.9	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)				
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,139	2,048	0.9	平成31年～平成37年
その他有利子負債				
合計	4,240	4,127		

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。  
2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
リース債務(百万円)	876	644	402	102

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	29,029	57,912	86,694	113,502
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	2,981	5,927	8,295	9,774
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額(百万円)	1,872	3,717	5,128	5,988
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	44.06	87.49	120.64	140.83

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期 純利益金額(円)	44.06	43.43	33.16	20.20



## 2 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (平成29年 3月31日)	当事業年度 (平成30年 3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	28,980	31,714
受取手形	132	3 173
売掛金	16,774	17,056
商品及び製品	99	168
仕掛品	439	494
原材料及び貯蔵品	1,563	1,549
前払費用	279	296
繰延税金資産	711	702
その他	540	614
貸倒引当金	47	46
流動資産合計	2 49,475	2 52,724
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 6,122	1 5,800
構築物	147	136
機械及び装置	176	156
車両運搬具	11	22
工具、器具及び備品	2,470	2,540
土地	1 9,909	1 9,908
リース資産	2,038	1,797
建設仮勘定	2	69
有形固定資産合計	20,879	20,432
無形固定資産		
特許権	1	1
借地権	221	221
ソフトウエア	2,134	2,274
その他	161	545
無形固定資産合計	2,519	3,042
投資その他の資産		
投資有価証券	1,293	1,522
関係会社株式	8,626	8,626
出資金	17	2
関係会社出資金	132	132
長期貸付金	5	4
従業員に対する長期貸付金	1	0
破産更生債権等	62	3
長期前払費用	70	89
繰延税金資産	758	692
その他	835	840
貸倒引当金	62	3
投資その他の資産合計	11,741	11,911
固定資産合計	35,140	35,385
資産合計	84,615	88,110

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年 3月31日)	当事業年度 (平成30年 3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	12,956	12,672
短期借入金	1,930	1,910
リース債務	841	774
未払金	3,357	3,230
未払費用	2,354	463
未払法人税等	930	1,120
未払消費税等	342	417
賞与引当金		1,895
前受金	28	25
預り金	3,261	3,581
前受収益	42	48
資産除去債務		4
その他	0	
流動負債合計	2,25,046	2,25,144
<b>固定負債</b>		
リース債務	1,359	1,195
退職給付引当金	3,120	3,253
資産除去債務	153	156
その他	8	10
固定負債合計	4,641	4,615
負債合計	29,688	29,759
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	6,045	6,045
資本剰余金		
資本準備金	6,646	6,646
その他資本剰余金		21
資本剰余金合計	6,646	6,668
利益剰余金		
利益準備金	233	233
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	292	292
別途積立金	15,400	15,400
繰越利益剰余金	27,011	30,245
利益剰余金合計	42,938	46,171
自己株式	1,237	1,164
株主資本合計	54,393	57,721
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	391	550
評価・換算差額等合計	391	550
新株予約権	142	78
純資産合計	54,927	58,350
負債純資産合計	84,615	88,110

## 【損益計算書】

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
売上高	1 87,452	1 89,129
売上原価	1 59,363	1 60,338
売上総利益	28,088	28,790
販売費及び一般管理費	1, 2 22,622	1, 2 23,374
営業利益	5,466	5,416
営業外収益		
受取利息	15	2
受取配当金	622	765
不動産賃貸料	393	407
その他	357	395
営業外収益合計	1 1,388	1 1,570
営業外費用		
支払利息	58	55
不動産賃貸原価	252	233
その他	7	20
営業外費用合計	1 319	1 309
経常利益	6,535	6,676
特別利益		
固定資産売却益	0	3
投資有価証券売却益	2	
受取保険金	31	
特別利益合計	34	3
特別損失		
固定資産除却損	58	41
投資有価証券評価損	9	
甲慰金	150	
その他	0	3
特別損失合計	217	44
税引前当期純利益	6,353	6,635
法人税、住民税及び事業税	1,696	1,908
法人税等調整額	42	5
法人税等合計	1,738	1,914
当期純利益	4,614	4,721

## 【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)		当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費	2	26,896	44.9	26,916	44.2
労務費		10,710	17.9	11,012	18.1
経費		22,266	37.2	22,957	37.7
当期総製造費用		59,873	100.0	60,885	100.0
期首仕掛品たな卸高		420		439	
合 計		60,294		61,325	
期末仕掛品たな卸高		439		494	
当期製品製造原価		59,854		60,831	

(脚注)

前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)		当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)	
1 原価計算の方法 組別総合原価計算を採用しております。		1 原価計算の方法 組別総合原価計算を採用しております。	
2 経費のうち主な内訳		2 経費のうち主な内訳	
検査外注費	12,319百万円	検査外注費	12,824百万円
業務委託費	1,550	業務委託費	1,653
機器修繕費	1,425	機器修繕費	1,466

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	6,045	6,646	0	6,647
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			1	1
自己株式処分差損の振替			1	1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計			0	0
当期末残高	6,045	6,646		6,646

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	233	293	15,400	23,779	39,705	1,241	51,156
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩		0		0			
剰余金の配当				1,380	1,380		1,380
当期純利益				4,614	4,614		4,614
自己株式の取得						0	0
自己株式の処分						5	4
自己株式処分差損の振替				1	1		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計		0		3,232	3,232	4	3,236
当期末残高	233	292	15,400	27,011	42,938	1,237	54,393

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	其他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	339	339	129	51,626
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				
剰余金の配当				1,380
当期純利益				4,614
自己株式の取得				0
自己株式の処分				4
自己株式処分差損の振替				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	51	51	13	64
当期変動額合計	51	51	13	3,300
当期末残高	391	391	142	54,927

当事業年度(自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	6,045	6,646		6,646
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			21	21
自己株式処分差損の振替				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計			21	21
当期末残高	6,045	6,646	21	6,668

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		固定資産圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	233	292	15,400	27,011	42,938	1,237	54,393
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩		0		0			
剰余金の配当				1,487	1,487		1,487
当期純利益				4,721	4,721		4,721
自己株式の取得							
自己株式の処分						72	93
自己株式処分差損の振替							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計		0		3,233	3,233	72	3,327
当期末残高	233	292	15,400	30,245	46,171	1,164	57,721

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	其他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	391	391	142	54,927
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				
剰余金の配当				1,487
当期純利益				4,721
自己株式の取得				
自己株式の処分				93
自己株式処分差損の振替				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	159	159	64	94
当期変動額合計	159	159	64	3,422
当期末残高	550	550	78	58,350



【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)によっております。

商品及び製品、仕掛品

主として総平均法

原材料

先入先出法

貯蔵品

最終仕入原価法

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

無形固定資産(リース資産を除く)

のれんは、5年間の均等償却

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

その他の無形固定資産については定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

### 3 引当金の計上基準

#### (1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2)賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。

#### (3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

### 4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

#### (表示方法の変更)

##### ( 損益計算書関係 )

「固定資産売却益」の表示方法は、従来、損益計算書上、特別利益の「その他」（前事業年度0百万円）に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より、「固定資産売却益」（当事業年度3百万円）として表示しております。

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産及びこれに対応する債務

担保に供している資産

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
建物	3,668百万円	3,407百万円
土地	2,879	2,879
計	6,548百万円	6,286百万円

上記に対応する債務

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
短期借入金	850百万円	850百万円

2 関係会社に対する資産及び負債(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
短期金銭債権	1,242百万円	1,330百万円
短期金銭債務	5,605	5,779

3 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
受取手形		24百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
売上高	3,477百万円	3,451百万円
営業費用	19,658	19,699
営業取引以外の取引高	1,355	1,495

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
給料手当及び賞与	5,890百万円	6,672百万円
退職給付費用	410	413
業務委託費	7,710	7,212
消耗品費	2,093	2,054
減価償却費	154	157
おおよその割合		
販売費	78.3%	77.7%
一般管理費	21.7	22.3

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式8,389百万円、関連会社株式237百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式8,389百万円、関連会社株式237百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
退職給付引当金	952百万円	991百万円
従業員未払賞与	504	
賞与引当金		577
投資有価証券評価損	39	39
貸倒引当金	33	15
資産除去債務相当額	46	48
その他	326	225
繰延税金資産小計	1,903	1,897
評価性引当額	115	115
繰延税金資産合計	1,787	1,782
<b>繰延税金負債</b>		
固定資産圧縮積立金	128	128
資産除去債務による固定資産影響額	19	19
その他有価証券評価差額金	170	239
繰延税金負債合計	317	387
繰延税金資産(負債)の純額	1,469百万円	1,395百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.7%	30.7%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.9	3.4
住民税均等割	1.7	1.7
法人税特別控除額	2.8	0.6
その他	0.4	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.4%	28.9%

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	6,122	146	4	464	5,800	16,881
	構築物	147	10		21	136	1,158
	機械及び装置	176	15	0	35	156	623
	車両運搬具	11	20	1	7	22	37
	工具、器具及び備品	2,470	1,491	2	1,419	2,540	19,373
	土地	9,909		0 (0)		9,908	
	リース資産	2,038	657	36	861	1,797	2,407
	建設仮勘定	2	2,407	2,340		69	
	計	20,879	4,748	2,386 (0)	2,810	20,432	40,482
無形固定資産	特許権	1			0	1	3
	借地権	221				221	
	ソフトウェア	2,134	912	2	770	2,274	9,640
	その他	161	1,028	644		545	
	計	2,519	1,940	647	770	3,042	9,643

(注) 1 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

工具、器具及び備品	自動分析装置等の検査機器(総合研究所)	777百万円
	〃 (サテライト施設)	393
	OA機器等の器具備品 (総合研究所)	98
	〃 (サテライト施設)	104
ソフトウェア	検査システム等のソフトウェア(総合研究所)	356
	〃 (サテライト施設)	471
無形固定資産その他	自社製作ソフトウェア未完成分(総合研究所)	882
	〃 (サテライト施設)	102

2 当期減少額のうち( )内は内書きで減損損失の計上額であります。  
また、当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

リース資産	リース資産の除却(総合研究所)	16百万円
	リース資産の除却(サテライト施設)	14

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	109	49	109	49
賞与引当金		1,895		1,895

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社 本店
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="http://www.bml.co.jp/">http://www.bml.co.jp/</a>
株主に対する特典	毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された、当社株式1単元(100株)以上を保有している株主に対し、所有株式数に応じてクオカードを下記のとおり贈呈いたします。 100株以上200株未満      クオカード1,500円分 200株以上                      クオカード3,000円分

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利



## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第62期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) 平成29年6月29日関東財務局長に提出

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第62期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) 平成29年6月29日関東財務局長に提出

#### (3) 四半期報告書及び確認書

第63期第1四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日) 平成29年8月14日関東財務局長に提出

第63期第2四半期(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日) 平成29年11月14日関東財務局長に提出

第63期第3四半期(自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日) 平成30年2月14日関東財務局長に提出

#### (4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく  
臨時報告書 平成29年7月7日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書 平成29年  
7月24日関東財務局長に提出

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年6月28日

株式会社ビー・エム・エル  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊集院 邦光

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐野 明宏

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビー・エム・エルの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビー・エム・エル及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### その他の事項

会社の平成29年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して平成29年6月29日付で無限定適正意見を表明している。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ビー・エム・エルの平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ビー・エム・エルが平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成30年6月28日

株式会社ビー・エム・エル  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊集院 邦光

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐野 明宏

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビー・エム・エルの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第63期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビー・エム・エルの平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### その他の事項

会社の平成29年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成29年6月29日付で無限定適正意見を表明している。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。